

整理番号	116
------	-----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	2023年1月27日
支出額	$82,720 \times 50\% = 41,360$ 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の 賃料及び集送金手数料 (2月分)
支 出 先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



賃貸借（更新）契約 合意書

物件名：タイビル航空公園

202 号室

所在地：埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、2015年5月1日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

- | | | | | |
|-----------|-----------|----|------------|--------------------------|
| 1. 期間 | 2021年5月1日 | より | 2024年4月30日 | までとする。 |
| 2. 敷金 | | | 210,000 円 | |
| 3. 賃料 | 月額総額 | | 77,000 円 | (本体 70,000 円 消費税 7000 円) |
| 4. 管理・共益費 | 月額総額 | | 5,500 円 | (本体 5,000 円 消費税 500 円) |
| 5. 駐車場使用料 | 月額総額 | | 0 円 | (本体 0 円 消費税 円) |
| 6. 特記事項 | | | | |

1. 原契約の継続について、賃貸人（甲）と賃借人（乙）間の協議が成立したので、本合意書2通を作成し各々署名捺印のうえ、賃貸人と賃借人各一通保有するものとします。本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定条項を継承するものとします。
2. 2020年4月の民法改正に伴い、改正後は新しい民法が適用となります。以下、一部抜粋【賃借物の修繕】【賃貸不動産の譲渡】【賃借人の原状回復義務及び収去義務】【敷金】【一部滅失等による賃料の減額等】【債務の保証】【連帯保証人の極度額の設定】

令和3年 3月31日

貸主（甲） 住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名：株式会社セイワランドック

借主（乙） 住所：所沢市上野松 864-4

氏名：水村篤弘 印 TEL: 04-2993-0080

勤務先住所：さいたま市浦和区高砂3-15-1

勤務先名：埼玉県議会 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

TEL: [REDACTED]

連帯保証人

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

印 TEL: [REDACTED]

管理会社

免許番号：埼玉県知事(3)第20719号

住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名：株式会社セイワラン

代表者：羽迫 務

取引主任者：[REDACTED]

登録番号：[REDACTED]号

2019年8月31日

〒 359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社

所沢市喜多町17-12

株式会社セイワランドック

消費税率改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。
それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202
所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1
支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで	81,000 円
--------------------	----------



2019年10月分(9/27引落)以降	82,500 円
---------------------	----------

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落となります。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後 内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

2019年11月分より
集送金手数料 220円

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL : 04-2920-3388

整理番号 395

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

9,200 × 50%

支出年月日	5年1月30日	支出額	4,600 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所用馬主車場代 (2月分) (埼京ホーム・白幡)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

口座名義: 木村 勇夫

05-01-30 | 振替

*9,200 | RKS(サイヨウホーム)

事務所用馬主車場代 (2月分)
(埼京ホーム・白幡)

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

- ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
- ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場貸借契約書

駐車場貸借契約約款

- (契約の締結)
第1条 貸主(以下「甲」という)及び借主(以下「乙」という)は、駐車場貸借契約書(以下「契約書」という)に記載する駐車場について、契約書に記載する自動車の駐車を目的とする貸借契約を締結した。
- (契約期間および報酬)
第2条 契約期間は、契約書に記載のとおりとする。
第3条 甲及び乙は、協働の上、本質賃借契約を更新することができ、甲及び乙は、協働の上、賃料の1ヶ月分消費税を支払うものとする。本契約締結後は、報酬(仲介手数料)の返還を求めない。
第4条 本契約が更新される場合には、甲又は管理会社に対し、契約期間終了までに契約書に記載する更新料及び更新手数料を支払わなければならない。また、更新契約も書面で交わすこととする。更新後は更新料及び更新手数料の返還を求めない。
第5条 更新されない場合、更新しない旨の通知を書面にて1ヶ月前迄にすることにより、契約期間満了にて終了。
- 第3条 乙は契約書記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。但し、口座振替、振込の場合手数料は乙負担。
第4条 乙は、賃料の支払いに関し、当社(株式会社)への持参はできず、甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合、契約期間中であっても協働の上、賃料を設定することができる。
イ 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となつた場合
ロ 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となつた場合
ハ 近所同様の駐車場の賃料の変動が生じ、賃料が不当となつた場合
ニ 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を満了日として日割り計算した額とする。
ホ 乙が賃料の支払を怠つた場合、乙は遅延した1ヶ月毎に一律500円の請求手数料と遅延賃料に対しその支払期日の翌日を起算日として日率0.1%の割合による遅延損害金を甲又は管理会社に支払わなければならない。
ヘ 契約期間中に消費税の変動があつた場合、乙は、変動のあった日より当然に消費税額が適用され、以後の賃料、駐車料等の支払いについて新消費税額で計算された消費税を支払うこととする。
- (敷金)
第4条 乙は、賃借契約から生じる債務の担保として、契約書に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
第5条 乙は、本駐車場を明け渡す迄の間に、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。
第6条 甲は、本駐車場の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。
第7条 敷金返還が送金に寄る場合は、送金手数料は乙の負担とする。(禁止又は制限される行為)
第5条 乙は、無断で契約書以外の車や、その他積荷物をおいてはならない。但し、修理・車検などの事情により契約書以外の車を置く場合には必ず管理会社に連絡をする。
第6条 乙は、本駐車場に第三者に使用させる行為、譲渡若しくは転貸をしてはならない。
第7条 乙は、本駐車場に有害な物を設置し、又は現状を改変する等の行為をしてはならない。
第8条 乙は、本駐車場内において有害・危険・若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。
第9条 乙は、本駐車場内において改築若しくは、それに準ずる車両を置いてはならない。(甲の帰属)
第6条 甲は、本駐車場に供する公租公課を負担するものとする。(甲の免責)
第7条 甲は、本駐車場内での甲の責めに帰すべき事由により生じた自動車の盗難・衝突及び破損・人身事故・火災・天災等による事故損害等に対して一切の責任を負わない。(乙の義務及び賠償責任)
第8条 乙は、本駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
第9条 乙は、本駐車場内における事故や火災発生等の防止に留意するものとする。
第10条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

[物件の表示]

名称	栗原辻4丁目駐車場	管理番号	
所在地	埼玉県さいたま市南区辻4-12		
賃借人	木村 勇夫		
[賃料等] (1台あたり)			
賃料	月額 9,000円 (うち消費税 0円)	敷金	円
口座振替代	月額 200円 (うち消費税 0円)	礼金	円
共益費	月額 円 (うち消費税 円)	更新	円
付属施設料	月額 円 (うち消費税 円)	更新	円
雑費	月額 円 (うち消費税 円)	更新	円
契約期間	2022年12月25日から 2023年12月24日まで	更新事務手数料	9,900円
支払方法	<input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 振込 <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替	うち消費税	900円
振込先			
[賃料等の支払期日] 翌月分を毎月28日迄(翌月前分払)			
車名		証券番号/納期	/
登録番号/色			

その他
本契約の締結を証する為本書を2通作成、甲乙及び仲介業者はこれに署名捺印し、甲乙各1通を保有する。本契約には、特約条項が定められております。駐車場貸借契約約款をご参照ください。

2022年12月24日

貸借人(甲) 住所: [住所] 氏名: [氏名] 電話: [電話]

貸借人(乙) 住所: [住所] 氏名: 木村 勇夫 電話: [電話]

勤務先: 埼玉県庁 住所: さいたま市浦和区高島町3-15-1 048-834-2311

緊急連絡先 住所: [住所] 氏名: [氏名] 電話番号: [電話番号]

仲介人 免許番号: 埼玉県知事 (9) 第12149号
主たる事務所: 埼玉県さいたま市南区白幡3-12-15
商号又は名称: 有限会社埼玉ホーム
代表者: 里中 宗一郎
宅地建物取引士: [氏名] 登録番号: [登録番号]
事務所名: 有限会社埼玉ホーム 電話: 048-861-5331
所在地: 埼玉県さいたま市南区白幡3-12-15

(甲)の通知義務
第9条 甲または管理会社は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

- イ 賃料等支払い方法の変更
- ロ 契約書に定める指定場所の変更
- ハ 管理人の変更

(乙)の通知義務

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を甲または管理会社に通知しなければならない。

- イ 乙の住所・氏名・緊急連絡先・その他の変更
- ロ 契約書に記載する車両の変更

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、通知・催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。

- イ 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠ったとき
- ロ 第8条のいずれかの規定に違反したとき
- ハ 契約時に、乙が告げた事実が重大な虚偽があったことが判明したとき
- ニ 乙又はその使用者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）又はこれらの支配下にある者と判明したとき

ホ その他乙が本契約の各条項に違反したとき

(甲からの解約)

第12条 甲が契約期間満了前に甲の都合により本賃借借契約を解約しようとするときは、明渡し期間の1ヶ月前迄に乙に予告することを要し、乙は予告された明渡し期日迄に甲に明け渡すものとする。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲又は仲介業者に対して少なくとも1ヶ月前に書面にて解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。但し、契約時に保管場所使用承諾証明書が発行した場合、契約開始日から3ヶ月間は解約できないこととする。

(反社会的勢力の排除)

- 第14条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を承諾する。
 - 1 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員ではないこと。
 - 2 自らの役員が反社会的勢力ではないこと。
 - 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - 4 自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為をしないこと。

(車両の移動)

第15条 本駐車場の保安、防犯、防火その他止むを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

(明渡し)

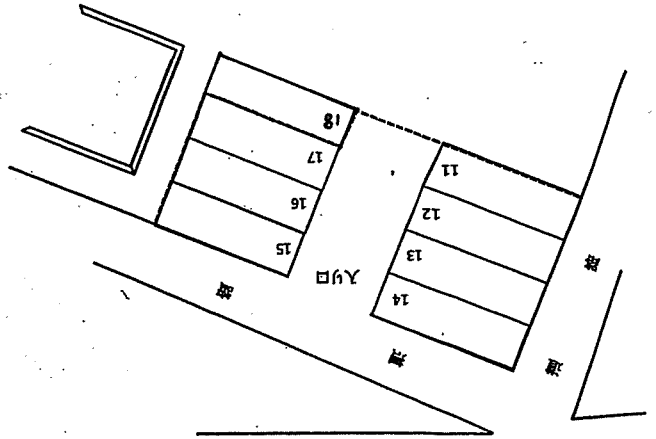
第16条 乙は、本契約終了後、使用場所内に残置物を残さず本駐車場を明渡すものとする。

(協議事項)

第17条 この契約に定めがない事項、またはこの契約条項に解釈上疑義が生じた事項については、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い、誠意をもって協議し、定めるものとする。

(特約条項)

- 1 乙が賃料の滞納期間中に、駐車場の明渡しを行わない時は、甲または管理会社が車を処分・解体しても乙は何ら異議を述べず、損害賠償等の一切の請求をしないこととする。
- 2 乙は契約時及び更新契約時に免許証及び車検証の写しを甲または管理会社に交付するものとする。
- 3 保管場所使用承諾証明書が必要な場合は手数料として、2,000円＋消費税を支払うものとする。
- 4 更新時以外で区画移動または名義変更をする場合には手数料として、3,000円＋消費税を支払うものとする。



栗原辻4丁目駐車場 3021

所在地/宮城県栗原市栗原区辻4-12

2022年12月27日
賃借人 氏名 木村 勇夫

整理番号 399

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

$101,852 + 106 \times 50\%$

支出年月日	5年1月31日	支出額	50,979 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所賃借料 (2月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号			
0017		*****			
取扱店	お取引日	時刻			
10403	05-01-31	11:33			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥105,730	¥110			
お取引後の残高(円)		おつり			
*****		おつり			
お取引現金内訳		生体認証			
(1万円) 円		(5千円) 円	(1千円) 円		
お振込明細またはご案内		電信			
お受取人	サイタマリツナ ムサツウラ 普通 1438189 〇)ハツクアツツ様 登録番号 0002 キムラ イサオ様				
ご依頼人	電話番号	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済			
	取扱番号 310004	*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →			

【内訳】

・事務所賃貸料 101,852 円

内、賃貸料分

振込手数料

$$110 \times \frac{101,852}{105,730} \approx 106$$

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書 (更新)

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という。)と、賃借人 木村 勇夫 (以下、「乙」という。)とは、下記記載の物件に関し、2019年7月1日を契約始期とする賃貸借契約 (以下、「原契約」という。)について、次の通り賃貸借契約 (以下、「本契約」という。)の更新契約を締結する。

(A) 物件の表示		建物の名称	ハイアウル	部屋番号	101
		住居表示	埼玉県さいたま市南区白幡 6-12-1		
		用途	事務所	種類	アパート
		建物構造	木造 地上2階建		
		床面積	33.81㎡	間取り	未指定
(B) 賃貸借の条件		契約期間	2021年7月1日 から 2023年6月30日 まで		
		賃料	月額 90,741円	敷金	196,000円 (受領済み)
		共益費	月額 1,852円	更新料	新賃料 1ヶ月分
		※消費税の変更に伴い今回の更新時より賃料と共益費を消費税抜きの価格表示に変更致しました。ご確認をお願いします。			
		その他月額費用	-		
		支払い方法	貸主指定銀行口座へ銀行振込にて支払い		
		支払い期限	翌月分を毎月末日までに銀行振込にて支払い (振込手数料はこの負担とする。)		
		賃料等の振込先	[REDACTED]		
		入居者	木村 勇夫		
			以上		

甲と乙は、本物件について賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、甲乙及び連帯保証人 (以下「丙」という) が署名 (記名) 押印の上、甲乙各1通を保有するものとする。

令和3年6月8日

貸主 (甲)

氏名

[REDACTED]



管理会社

住所 埼玉県さいたま市南区文蔵 4-29-13

氏名 株式会社 バックア



印

連絡先 048-839-8806

借主 (乙)

住所

[REDACTED]

氏名

木村 勇夫



印

連絡先

[REDACTED]

【媒介業者】

埼玉県知事 (7) 第 15903 号

埼玉県さいたま市南区文蔵 4 丁目 29 番 13 号

有限会社バックア

代表者 磯 奈緒子



登録番号 [REDACTED] 第 [REDACTED] 号

宅地建物取引士 [REDACTED]

整理番号 145

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	2023年2月7日	支出額	100,100円×0.9 90,090円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	2月分事務所家賃		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 越谷支部

2月分事務所家賃

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
05-02-0703265		通帳電信振替
記号	番号	
****	****	
取扱番号	お取引金額	
N163	*100,000	
	残高	
42P1	*	
振替先		
受取人名:		
料金	*100円	
依頼人名:	ヤマモト マサノ	
とっても便利!安心!オトク! ゆうちょデビット 新登場!		
ご利用いただきましてありがとうございました。		
— ゆうちょ銀行 —		

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事務所賃貸借契約書

賃貸人■■■■以下、「甲」という)と賃借人埼玉民主フォーラム越谷支部(以下、「乙」という)は、次のとおり、事務所の用に供する建物賃貸借契約(以下、「本契約」という)を締結する。

第1条【賃貸借物件】

甲はその所有する次の物件(以下「本件物件」)を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

建物の表示 名称 K-1stビル
所在地 越谷市瓦曾根1-20-6
床面積 65㎡(3階部分)

第2条【使用目的】

1. 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。
2. 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による許可を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。
3. 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条【契約期間】

契約期間は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間とし、期間満了の2か月前迄に甲乙いずれかの通知がない限り、2年間自動延長するものとする。

第4条【賃料】

賃料は一カ月金10万円とする。

第5条【賃料の改訂】

甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条【諸経費】

乙は、第4条の賃料の他に、本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条【禁止条項】

乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第8条【修繕費の負担】

1. 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
2. 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。
3. 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第9条【契約の解除】

甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
2. 第7条に違反したとき
3. その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第10条【明渡し】

1. 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。
2. 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第11条【損害賠償】

乙は、乙の従業員・取引先、その他乙の営業活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条【解約申入れ】

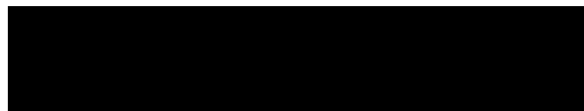
乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の2か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

令和元年 5月 1日

貸主(甲)

住所



氏名



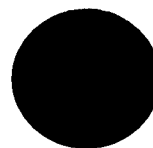
借主(乙)

住所



氏名

山本正乃



整理番号 316

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年 2月 14日	支出額	16,596 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	来客用駐車場代 3月分
-----	-------------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 川越支部

18,440 × 0.9 = 16,596

③ 来客用駐車場代 3月分

④ (有)すまいの市民館

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		* * * * *
取扱店	お取引日	時刻
38403	05-02-14	11:12
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥18,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
¥		
お取引現金内訳		C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
ミツビツユーエフイー
カワゴエ
普通 1071693
1) スマイノツミツカシ様
登録番号 0005
ヤマネフミコ様
電話番号 049-235-1687
取扱番号 400033
印紙税申告納
封筒に「和信
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 [REDACTED] (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

所在地	埼玉県川越市東田町7-31	
名称	奈良 駐車場	No. [REDACTED]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号

頭書(3) 契約期間

契約期間	2022年3月8日から2024年3月31日までの 2年間
目的物件の引渡し時期	2022年3月8日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 18,000円
敷金	金 18,000円
支払期限：毎月末日までに翌月分を支払う	
支払方法	振込み先 [REDACTED] 金融機関 [REDACTED] 口座番号 [REDACTED] 口座名義人 [REDACTED] TEL: [REDACTED]

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

管理業者	商号又は名称	有限会社すまいの市民館
	所在地・TEL	川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-5677
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号：国土交通大臣()第 [REDACTED] 号	
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号： ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	

※貸主と駐車場の所有 異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	住所

頭書(6) 更新に関する事項
契約条項第2条記載のとおり

頭書(7) 特約事項

1. 更新の際は、新賃料の1ヶ月分相当(別途消費税)の更新料を申し受けます。但し、更新事務手数料含む。
2. 賃料振込み時の振込手数料は、乙が負担する。
3. 乙の車に場内で他者による事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲はこれに対して責任を負わないものとする。
4. 本契約解約に伴う清算金等の返金を振込とする場合、その振込手数料は乙が負担する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
乙・借主 (法人の場合)	商号	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	代表者名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
乙・借主 (個人の場合)	氏名	山本 限 中子	TEL	049-225-1689
	住所	川越市在野460-6		

宅地建物取引業者	商号(名称)	有限会社すまいの市民館	取締役	杉田明洋
	事務所所在地・TEL	川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-5677		
宅地建物取引士	免許証番号	埼玉県知事(4)第19782号	登録番号	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]	業務に従事する事務所名	有限会社すまいの市民館
			事務所所在地	川越市中原町2-3-2
			TEL	049-228-5677

※印は真印

整理番号 317

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2023年2月14日	支出額	104,940 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所家賃 3 月分
-----	------------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 川越支部

116,600 × 0.9 = 104,940

③事務所家賃 3 月分

④ [] 様

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	[]	[]	[]
取扱店	お取引日	時刻	
38403	05-02-14	11:11	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥116,600	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
¥ []			
お取引現金内訳			IC認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
円	千	円	円
お振込明細またはご案内			
お受取人	[]		
ご依頼人	登録番号 0004 ヤマネフミコ様		
	電話番号 049-235-1687	印紙税申告納	
	取扱番号 140001	封入済	
		税務署承認済	

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

貸室賃貸借契約書

貸賃人 [REDACTED] を甲、賃借人 山根 史子 を乙として、次のとおり貸室賃貸借契約（以下、本契約と称する。）を締結する。

第1条（目的物件）

甲は、下記のとおり建物の一部を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

(1) 物件の表示（以下、建物と称する。）

所在地 埼玉県川越市藤田町14番29号

名称 杉田ビル

構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建

延床面積 1612.63㎡、(487.82坪)

(2) 賃貸借の場所及び面積（以下、貸室と称する。）

7階部分 702号室 契約面積 43.81㎡ (13.25坪)

第2条（貸室の使用目的）

乙は、貸室を議員事務所の支店として使用するものとし、使用目的を変更する場合は予め甲の承諾を得なければならない。

第3条（賃貸借の期間）

本契約の期間は、2022年3月8日より2024年3月7日までの満2ヵ年とする。

第4条（契約の更新）

1. 賃貸借期間満了の場合は、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約が更新された場合には、法定更新・合意更新を問わず、乙は、甲に対し、新賃料の1ヶ月分（別途消費税）を更新料として支払うものとする。

第5条（賃料）

1. 賃料の賃料は、1ヶ月金106,000円也（消費税別）とする。
乙は、消費税額の変更が行われた場合は、当該月より税額を変更し、消費税込みの賃料を支払うものとする。なお、2022年3月8日現在、消費税金10,600円也を加え、1ヶ月金116,600円也とする。
2. 乙は、毎月末日までに、その翌月分の賃料を甲の指定する場所に持参または振込送金の上支払うものとする。なお、持参、送金にかかる費用は乙の負担とする。
3. 1ヶ月未満の賃料の計算は、その月の日割計算により清算するものとする。

第6条（費用等）

乙は、次の費用を支払うものとする。
管理費（共用部分の清掃費用、建物設備の維持費用等）は、本契約第5条1項の賃料に含むものとする。

第7条（賃料等の支払方法）

乙は、甲に本契約第5条（賃料）、第6条（費用等）の支払いについて、毎月末日までに、甲が指定する下記金融機関の口座へ振込みにて支払うものとする。なお、振込みにかかる費用は乙の負担とする。

	名義人：

第8条（敷金）

1. 乙は、本契約成立と同時に、本契約により生ずる債務を担保するために、敷金として、金318,000円也を甲に預け入れるものとする。
2. この敷金は、甲が無利息でこれを預かり、乙は賃料、費用、その他この契約に基づき生じた債務の弁済に充当すべきことを申し出ることはできないものとする。
3. 乙が本契約に基づく、甲に対する金銭債務の履行を怠ったときは、甲は乙に通告することなく甲の任意の方法で第1項の敷金を以って債務の弁済に充当することができる。
4. 前項の場合、乙は充当の通知を受けた日から5営業日以内に、第1項の敷金に達するまで敷金を補充しなければならない。
5. 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または債務の担保に供することはできないものとする。

第9条（敷金の返還）

1. 敷金は、本契約第12条の予告期間3ヶ月を経過し、且つ本契約第22条の賃室の返還が完全になされ本契約が終了した場合、その日より1ヶ月以内に本契約に基づき甲は乙に敷金を返還するものとする。
2. 乙は、本契約に違反し、契約の解除となった場合、本契約第22条の賃室の返還が完全になされた日より1ヶ月以内に本契約に基づき、乙が負担すべき一切の債務を清算して甲は乙に残金を支払うものとする。

第10条（礼金）

乙は、本契約時と同時に礼金として、賃料の1ヶ月分に消費税を加えた額を甲に支払うものとする。尚、乙は本契約締結後、甲に対し礼金の返還を求められないものとする。

第11条（貸室引渡し前の解約）

乙の都合により、第3条に定める賃室の引渡し以前に本契約を解約する場合には、乙は甲に対し違約金として、賃料および費用等の3ヶ月分相当額を甲に支払うものとする。

第12条（予告期間）

甲乙双方とも期間満了または中途解約により本契約が終了する場合、3ヶ月前に文書をもって予告しなければならない。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ甲・乙は各1通を保有する。

令和4年3月 / 日

甲 (貸借人) 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

乙 (借借人) 住所 川越市布島460-6

氏名 山根史子

立会人

東京都知事免許 (1) 第102093号
 東京都北区田端五丁目12番11号
 西台不動産株式会社
 代表取締役 高橋英隆
 登録番号 [Redacted]
 宅地建物取引士

埼玉県知事免許 (4) 第20077号
 埼玉県川越市東田町8番46号
 株式会社アセットホームサービス
 代表取締役 内田親也
 登録番号 [Redacted]
 宅地建物取引士

■建物状況調査の結果の概要 (既存の住名るとき) [Redacted] 該当しない (該当しないので説明を省略します。)
 建物状況調査の実施の有無 (1年以内) [Redacted] 有 [Redacted] 無 [Redacted]
 建物状況調査の結果の概要

■石棉使用記録調査

石棉使用調査の記録の有無	有・無
調査実施機関	
調査の範囲	
調査年月日	
石棉使用の有無	
石棉使用箇所	
補足情報	
調査記録が無い場合	下記関係者うち、今回(〇)に石棉使用調査に関する記録を照会致しました が、いづれからもその記録の存在は確認できませんでした。
関係者	〇所有者、①管理組合、②施工者、③その他 ()

■耐震診断調査

耐震診断の調査	右のとおり当該建築物は耐震診断対象に該当します [Redacted] 該当しません [Redacted]	①耐震診断証、または検査済証に記載された耐震診断の交付年月日 : 昭和56年5月31日以前の場合は下記調査対象に該当します。 ②建築物記載—全部事項(建物)に記載された登録年月日 : 平成1年6月4日 (新築) 居住用建築物は昭和56年12月31日以前の場合、事業用建築物は区分所有建築物は昭和58年5月31日以前の場合は下記調査対象に該当します。
耐震診断の有無	耐震診断の有無	添付 [Redacted] にて説明いたします。
耐震診断が有る場合	耐震診断が有る場合	上記関係者うち、今回(一)に耐震診断済証に関する記録を照会致しましたが、いづれからもその記録の存在は確認できませんでした。
耐震診断が無い場合	耐震診断が無い場合	〇所有者、①管理組合、②施工者、③その他 ()

■貸借条件等

貸借部分・契約面積	7階702号室 43.81㎡ (18.25坪)	[添付契約書 第1条 参照]
使用目的	融資事務所の支店	[添付契約書 第2条 参照]
敷金	金318,000円也 (月租賃料の3ヶ月分相当額)	[添付契約書 第8条 参照]
礼金	金106,000円也 (借費別途負担)	[添付契約書 第10条 参照]
月額賃料	金106,000円也 (借費別途負担)	[添付契約書 第5条 参照]
月額管理費	上記賃料を含む	[添付契約書 第6条 参照]
貸借条件	賃借人は、次に定める諸費用を賃借人の指定する方法によって賃借人又は賃借人の指定人に支払うものとする。 ①賃料・管理費 ※毎月月末迄に貸主指定の口座へ振込み ②諸費用 (電気・ガス・水道料金) ※別途直接契約 ③電話・インターネット料金 ※別途直接契約 ④火災保険料 (東日本少額短期保険) ※別途契約 保険料18,000円/2年間 ⑤保証料116,600円/初回 ⑥保証料11,660円/年 ⑦貸借内の清掃費 ※別途契約 (任意) ⑧賃借人の要求により施工した設備の工事費用、修理・保守などに関する一切の費用 ⑨その他賃借人の負担に属する費用 [添付契約書 第6条 参照]	

整理番号	148
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年2月14日	支出額	19,949 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所セキュリティ
-----	-----------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

口座名義: 町田皇介

05-02-14 .送金	*22,000 IB 5イヨウカンサイ
05-02-14 .手数料	*165

$$22,165 \times 0.9 = 19,949$$

③事務所セキュリティ代

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

148-1

請求明細書

362-0036
上尾市宮本町10-26

太陽管財株式会社

代表取締役 齊藤 敏雄

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町1-8

TEL 048-663-6166 FAX 048-663-6167

振込先 武蔵野銀行 宮原西口支店

普通預金 NO. 0077229

町田 皇介

様

お客様コード	日付	締日	請求書番号	伝票枚数	お支払予定日
██████	2023/01/31	末	0089	1	

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	今回御入金額	調整額	繰越額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
11,000	0	0	11,000	10,000	1,000	22,000

日付	伝票番号	取引区分	商品名	数量	単価	金額
2023/01/31	59141	掛売上 現場	機械警備料(1月分) まちだ皇介事務所	1.00ヶ月	10,000	10,000
				(税率10%)	[御買上額] [消費税等]	10,000 1,000

148-2

請求明細書

1 ページ

362-0036
上尾市宮本町10-26

太陽管財株式会社

代表取締役 齊藤 敏雄

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町1-8

TEL 048-663-6166 FAX 048-663-6167

振込先 武蔵野銀行 宮原西口支店

普通預金 NO. 0077229

町田 皇介

様

お客様コード	日付	締日	請求書番号	伝票枚数	お支払予定日
■■■■	2022/12/31	末	0084	1	

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	今回御入金額	調整額	繰越額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
■■■■	■■■■	0	0	10,000	1,000	11,000

日付	伝票番号	取引区分	商品名	数量	単価	金額
2022/12/31	55326	掛売上 現場	機械警備料(12月分) まちだ皇介事務所	1.00ヶ月 (税率10%)	10,000 [御買上額] [消費税等]	10,000 10,000 1,000

セキュリティ契約内容書 更新

お客様：住所 上尾市宮本町10-26

埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地

太陽管財株式会社 警備部

氏名 町田 皇分様

契約内容確認日 4年10月1日

業務対象施設	名称	<u>上尾市宮本町事務所</u>		
	所在地	<u>上尾市宮本町10-26</u>		
商品名	<u>機械整備</u>	プラン	<input type="checkbox"/> お買い上げ・ <input type="checkbox"/> レンタル	
業務開始予定日	<u>令和4</u> 年 <u>10</u> 月 <u>1</u> 日	業務遂行期間	業務開始から5年 0ヶ月間	
	区分	金額	金額(消費税込)	
契約料金	月額サービス料金	<u>10000</u> 円	円	
	機器費	円	円	
	工事費	円	円	
支払の期限	<p>1期12ヶ月間(ただし、第1期は、業務を開始した日から業務を開始した日の属する月の末日まで及び業務を開始した日の翌月1日から11ヶ月間とします。)のサービスに係るサービス料金(1ヶ月に満たない期間に係るサービス料金については、日割りとします。)を当該期間の最初の月の前月末日までに支払うものとします。ただし、第1期のサービスにかかるサービス料金並びに機器費及び工事費については、 <u> </u>年 <u> </u>月 <u> </u>日までに支払うものとします。</p>			
支払の方法	第1期のサービス料金、機器費及び工事費	それ以降のサービス料金		
	金融機関預金口座自動振替・クレジットカード・ <u>銀行口座振込</u>	口座振替		
銀行口座振込の場合、振込手数料はお客様の負担とします。				

整理番号	129
------	-----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	--

支出年月日	2023年2月24日
支 出 額	$16,000 \div 31 \times 30 \times 50\% = 7,742$ 円 <small>※ 政務活動費を充当した金額を記載</small> (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(3月分)
支 出 先	株式会社エルハウジング

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



覚書(借主様用) お客様控ええ

更新

駐車場賃貸借契約満了に伴い、賃料等について下記の通り契約更新することに合意する。

(1) 賃貸借の目的物(駐車場)

駐車場名	東新井駐車場	No.	
住所	埼玉県所沢市東新井町322-1		
契約者名	水村 篤弘		
車種・車名形式	登録番号		
車牌用	同左		
貸主名	株式会社エルハウジング		

(2) 契約期間

始期	令和5年2月8日 から	1年0ヶ月
終期	令和6年2月7日 まで	

(3) 敷金・保証金等

敷金(保証金)	- 円
---------	-----

(4) 賃料等

賃料(月額)	8,000 円
共益費(月額)	- 円
礼金	- 円
補修費	- 円
合計	8,000 円

(5) 更新料に関する事項 ※月額賃料に変更の無い方は、従来通りの金額をお支払下さい。

更新料(駐車場)	■	賃料の	半	■	4,000 円
----------	---	-----	---	---	---------

(6) 特約事項

更新前の契約(原契約及び原契約の別紙特約等の形式の如何を問わない。)において、貸主借主間で合意されている事項については、本契約において明示されていない場合であっても、本契約において引き続き効力を有するものとする。

以上、本合意を証するための本合意2通を作成し、貸主借主配名・押印の上、各々1通を保持する。

令和 5 年 1 月 17 日

貸主

住所 埼玉県所沢市西新井町15-10

氏名 株式会社エルハウジング 電話番号 04-2998-3771

■ご契約内容に変更・相違がある場合は、お手紙の面に一言 お問い合わせ窓口までご連絡ください。

借主 (契約者様)

住所 所沢市上安松 864-4

氏名(借人名) 水村 篤弘 電話番号 04-2993-0080

■ご契約内容に変更がある場合、別途「更新契約書」又は「合意書」をご案内させていただきます。

お問合わせ窓口

株式会社エルハウジング
〒359-0035
埼玉県所沢市西新井町15-10
04-2998-3771

覚書(借主様用) お客様控ええ

更新

駐車場賃貸借契約満了に伴い、賃料等について下記の通り契約更新することに合意する。

(1) 賃貸借の目的物(駐車場)

駐車場名	東新井駐車場	No.	
住所	埼玉県所沢市東新井町322-1		
契約者名	水村 篤弘		
車種・車名形式	登録番号		
車牌用	同左		
貸主名	株式会社エルハウジング		

(2) 契約期間

始期	令和5年2月8日 から	1年0ヶ月
終期	令和6年2月7日 まで	

(3) 敷金・保証金等

敷金(保証金)	- 円
---------	-----

(4) 賃料等

賃料(月額)	8,000 円
共益費(月額)	- 円
礼金	- 円
補修費	- 円
合計	8,000 円

(5) 更新料に関する事項 ※月額賃料に変更の無い方は、従来通りの金額をお支払下さい。

更新料(駐車場)	■	賃料の	半	■	4,000 円
----------	---	-----	---	---	---------

(6) 特約事項

更新前の契約(原契約及び原契約の別紙特約等の形式の如何を問わない。)において、貸主借主間で合意されている事項については、本契約において明示されていない場合であっても、本契約において引き続き効力を有するものとする。

以上、本合意を証するための本合意2通を作成し、貸主借主配名・押印の上、各々1通を保持する。

令和 5 年 1 月 17 日

貸主

住所 埼玉県所沢市西新井町15-10

氏名 株式会社エルハウジング 電話番号 04-2998-3771

■ご契約内容に変更・相違がある場合は、お手紙の面に一言 お問い合わせ窓口までご連絡ください。

借主 (契約者様)

住所 所沢市上安松 864-4

氏名(借人名) 水村 篤弘 電話番号 04-2993-0080

■ご契約内容に変更がある場合、別途「更新契約書」又は「合意書」をご案内させていただきます。

お問合わせ窓口

株式会社エルハウジング
〒359-0035
埼玉県所沢市西新井町15-10
04-2998-3771

整理番号 465

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5年2月27日	支出額	11,274 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所倉庫費 (3月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

※ 別紙

$$23300 \times \frac{30}{31} = 22548$$

$$\times 0.5 = 11274$$

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

305-02-27 振替

*23,300 DF. 和のり

【内訳】

- ・倉庫賃貸料 23,100 円
- ・振替手数料 200 円

口座名義：木村勇夫
支払先：株式会社
平和不動産

レンタルボックス賃貸借契約書

賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約 (以下、本契約という) を締結する。

第1条 (使用区分等)

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3 (レンタルコンテナ武蔵浦和・~~■~~)

レンタルボックス番号： ■ 号

レンタルボックスタイプ：4帖 タイプ

第2条 (使用目的及び範囲)

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条 (期間及び更新)

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。

ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。

2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。

3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条 (月額賃料)

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

(内訳：賃料 円・消費税 円)

第5条 (賃料の支払い方法)

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。

2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。また、乙は口座振替手数料 (1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります) 及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：

整理番号

130

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	2023年2月27日
支出額	$82,720 \div 3 \times 30 \times 50\% = 40,026$ 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の賃料及び集送金手数料 (3月分)
支出先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水村 篤弘



賃貸借（更新）契約 合意書

物件名：タイビル航空公園

202 号室

所在地：埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、2015年5月1日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期間 2021年5月1日 より 2024年4月30日 までとする。
2. 敷金 210,000 円
3. 賃料 月額総額 77,000 円 (本体 70,000 円 消費税 7000 円)
4. 管理・共益費 月額総額 5,500 円 (本体 5,000 円 消費税 500 円)
5. 駐車場使用料 月額総額 0 円 (本体 0 円 消費税 円)
6. 特記事項

1. 原契約の継続について、賃貸人（甲）と賃借人（乙）間の協議が成立したので、本合意書2通を作成し各々署名捺印のうえ、賃貸人と賃借人各一通保有するものとします。本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定条項を継承するものとします。
2. 2020年4月の民法改正に伴い、改正後は新しい民法が適用となります。以下、一部抜粋【賃借物の修繕】【賃貸不動産の譲渡】【賃借人の原状回復義務及び収去義務】【敷金】【一部滅失等による賃料の減額等】【債務の保証】【連帯保証人の極度額の設定】

令和3年 3月31日

貸主（甲） 住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名：株式会社セイワランドック

借主（乙） 住所：所沢市上安松864-4

氏名：水村篤弘 印 TEL: 04-2993-0080

勤務先住所：さいたま市浦和区高砂3-15-1

勤務先名：埼玉県議会 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先 住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED] TEL: [REDACTED]

連帯保証人 住所：

氏名： 印 TEL:

管理会社 免許番号：埼玉県知事(3)第20719号

住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名：株式会社セイワランドック

代表者：羽迫 務

取引主任者：[REDACTED] 登録番号：[REDACTED]号

2019年8月31日

〒 359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社

所沢市喜多町17-12

株式会社セイワランドック

消費税率改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。
それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202
所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1
支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで	81,000 円
--------------------	----------



2019年10月分(9/27引落)以降	82,500 円
---------------------	----------

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落となります。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後 内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

2019年11月分より
集送金手数料 220円

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL : 04-2920-3388

整理番号 468

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 ⑩:交通費	

支出年月日	7年2月28日	支出額	4,312 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所 駐車場代 (3月分) 第482ハロキング 自備		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10403	05-02-28	12:35
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥8,800	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		健体認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内		電信
お受取人	サイタマリソ ムサウラワ 普通 3565267 タ"14ハ"ストハ"キング"カンリ カ)メ様 登録番号 0005	
ご依頼人	キムラ イサオ様	
電話番号		印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
取扱番号	280005	

③ 事務所
駐車場代
④ 第482ハロキング
管理(株)
盟豊地興

$$8910 \times \frac{30}{31} = 8,623$$

$$\times 0.5 = 4,312$$

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃借契約書

《駐車場名：第4ベストパークینگ》

※駐車位置NO. []

- 所在地
- 賃料
- 管理料

さいたま市南区白樺6丁目1384, 1385番
 1ヶ月金7,500円也 (別途消費税750円)
 1ヶ月金 500円也 (別途消費税50円)
 月額合計金8,800円也

- 敷金
- 駐車車両

金 8,250円也
 車種: トヨタ / P " 色: シルバー

NO. []

第4ベストパークینگ

ナンバープレート番号: []

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。その証としてこの契約書2通を作成して各自1通を所持する。

- 第1条 (契約期間) 期間は、令和5年1月10日より令和6年1月9日迄向う1年間とする。但し、期間満了時、甲による駐車場の用途の変更(建物建設等)及び通知が無い場合、本契約を更新することは出来るものとする。
- 第2条 (賃料) 賃料の支払は毎月末日迄に翌月分を乙は指定口座に振り込むこととし、万一1ヶ月以上滞り続いた場合は、敷金の有無に関わらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。尚、賃料の振込手数料については、乙の負担とする。
- 第3条 (敷金) 乙は、賃料の支払いを担保するため頭金としてお釣敷金を無利息にて甲に預託するものとする。尚、敷金返還の振込手数料については、敷金から差し引くものとする。
- 第4条 (通知義務) 乙は、甲に無断で契約の車を以外を置かなくてはならない。契約車両の変更後、甲に車検の受取を提出しなければならない。又、賃借権の譲渡及び転貸は甲に事前通知をしなければならない。
- 第5条 (損害賠償) 駐車場の指定された物件の持込を一切しないこと。消防火災、盗難等が発生した場合、甲は乙がその損害を賠償する責任を負わなければならない。又、賃借物の危険物として指定された物件の持込を一切しないこと。
- 第6条 (免責) 乙の車に近隣の施設等が原因で発生した場合、甲は乙がその損害を賠償する責任を負わなければならない。又、賃借物の危険物として指定された物件の持込を一切しないこと。
- 第7条 (損害賠償) 乙の車に近隣の施設等が原因で発生した場合、甲は乙がその損害を賠償する責任を負わなければならない。又、賃借物の危険物として指定された物件の持込を一切しないこと。
- 第8条 (免責) 乙の車に近隣の施設等が原因で発生した場合、甲は乙がその損害を賠償する責任を負わなければならない。又、賃借物の危険物として指定された物件の持込を一切しないこと。
- 第9条 (損害賠償) 乙の車に近隣の施設等が原因で発生した場合、甲は乙がその損害を賠償する責任を負わなければならない。又、賃借物の危険物として指定された物件の持込を一切しないこと。
- 第10条 (免責) 乙の車に近隣の施設等が原因で発生した場合、甲は乙がその損害を賠償する責任を負わなければならない。又、賃借物の危険物として指定された物件の持込を一切しないこと。
- 第11条 (損害賠償) 乙の車に近隣の施設等が原因で発生した場合、甲は乙がその損害を賠償する責任を負わなければならない。又、賃借物の危険物として指定された物件の持込を一切しないこと。
- 第12条 (免責) 乙の車に近隣の施設等が原因で発生した場合、甲は乙がその損害を賠償する責任を負わなければならない。又、賃借物の危険物として指定された物件の持込を一切しないこと。
- 第13条 (損害賠償) 乙の車に近隣の施設等が原因で発生した場合、甲は乙がその損害を賠償する責任を負わなければならない。又、賃借物の危険物として指定された物件の持込を一切しないこと。
- 第14条 (免責) 乙の車に近隣の施設等が原因で発生した場合、甲は乙がその損害を賠償する責任を負わなければならない。又、賃借物の危険物として指定された物件の持込を一切しないこと。

不動産 MEIHO 株式会社盟豊地興

〒836-0022 さいたま市南区白樺4-29-12 M2ビル1階 TEL: 048-837-0227

第4ベストパーキング

反社会的勢力でないことの確約事項

(反社会的勢力の排除)

第1条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を承諾する。
 (1) 自ら又は自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)でないこと。
 (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 (3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

- ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

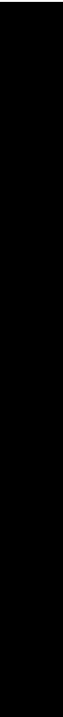
(禁止事項)

第2条 乙は、次の各号に定める行為をしてはならない。
 (1) 本物件を第三者に使用させ、もしくはその占有を移転し、または本契約上の権利を譲渡する等、甲に損害を及ぼすこと。
 (2) 本物件を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
 (3) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 (4) 本物件を反社会的勢力に占有させ、又は区復雑踏して反社会的勢力を出入りさせること。

(契約の解除)

第3条 甲又は乙の一方について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 (1) 第1条の項約に反する事実が判明した場合
 (2) 本誓約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当した場合
 2. 甲は、乙が前条の各号に定める行為を行った場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

※振込先

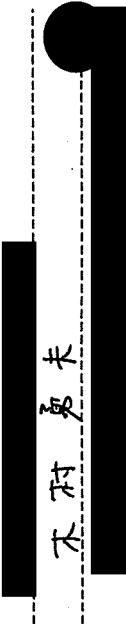


令和5年1月3日

貸主(甲)：住所
氏名



借主(乙)：住所
氏名
電話



勤務先名
勤務先住所
勤務先電話

不村 鬼木
埼玉県庁
志保子市補和区高砂3-15-1
027-824-2111

管理先：

さいたま市南区白幡4丁目29番12号 M2ビル101
株式会社 豊地興
TEL048-837-0227 / FAX048-837-0303



整理番号 469

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5年2月28日	支出額	7,9336 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所賃借料(3月分)
----	-------------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10403	05-02-28	12:35
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥101,852	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		健体認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

101,962
× $\frac{30}{31}$ × 0.5
= 7,9336

③ 事務所
賃借料

お振込明細またはご案内

おサイタマリソナ
受ムサツウラフ
取人 普通 1438189
ヨ)ハ"ツクアツフ"様
登録番号 0002
キムラ イサオ様

電話番号 [Redacted]
取扱番号 280003

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書（更新）

賃貸人（以下、「甲」という。）と、賃借人 木村 勇夫（以下、「乙」という。）とは、下記記載の物件に関し、2019年7月1日を契約始期とする賃貸借契約（以下、「原契約」という。）について、次の通り賃貸借契約（以下、「本契約」という。）の更新契約を締結する。

(A) 物件の表示		建物の名称	ハイツアウル	部屋番号	101
		住居表示	埼玉県さいたま市南区白幡 6-12-1		
		用途	事務所	種類	アパート
		建物構造	木造 地上2階建		
		床面積	33.81㎡	間取り	未指定
(B) 賃貸借の条件		契約期間	2021年7月1日 から 2023年6月30日 まで		
		賃料	月額 90,741円	敷金	196,000円(受領済み)
		共益費	月額 1,852円	更新料	新賃料 1ヶ月分
		※消費税の変更に伴い今回の更新時より賃料と共益費を消費税抜ききの価格表示に変更致しました。ご確認をお願いします。			
		その他月額費用	-		
		支払い方法	貸主指定銀行口座へ銀行振込にて支払い		
		支払い期限	翌月分を毎月末日までに銀行振込にて支払い (振込手数料は乙の負担とする。)		
		賃料等の振込先	[Redacted]		
		入居者	木村 勇夫		
			以上		

甲と乙は、本物件について賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、甲乙及び連帯保証人（以下「丙」という）が署名（記名）押印の上、甲乙各1通を保有するものとする。

令和3年6月8日

貸主（甲）

氏名

[Redacted]

[Redacted]

管理会社

住所 埼玉県さいたま市南区文蔵 4-29-13

氏名 有限会社 バックア

[Redacted]

印

連絡先 048-839-8806

借主（乙）

住所

[Redacted]

氏名

不村 勇夫

[Redacted]

印

連絡先

[Redacted]

【媒介業者】

埼玉県知事（7）第15903号

埼玉県さいたま市南区本町4丁目29番13号

有限会社バックア

代表者 碓 奈緒子

登録番号

第 [Redacted] 号

宅地建物取引士：

[Redacted]

整理番号 472

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	05年2月28日	支出額	4,452 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所駐車場賃料(3月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム

さいたま市南区支部

口座名義: 木村 勇夫

05-02-28 振替 *9,200 RKS(サイイヨウホ-ム)

③ 事務所駐車場賃料(3月分)

$$9,200 \times \frac{30}{31} = 8,903$$

$$8,903 \times 0.5 = 4,452$$

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場貸借契約書

[物件の表示]

名称	栗原辻4丁目駐車場	管理番号	
所在地	埼玉県さいたま市南区辻4-12		
貸借人	木村 勇夫		

[賃料等] (1台あたり)

賃料	月額 9,000 円(うち消費税 0 円)	敷金	円
口座振替代	月額 200 円(うち消費税 0 円)	礼金	円
共益費	月額 円(うち消費税 円)	更新手数料	円
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	更新手数料	円
雑費	月額 円(うち消費税 円)	更新手数料	円
支払期間	2022年12月25日から 2023年12月24日まで	更新手数料	9,900 円
支払方法	<input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 振込 <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替	更新手数料	900 円
振込先			

[賃料等の支払期日] 翌月分を毎月28日迄(毎月分前払)

車名		証券番号/満期	/
登録番号/色			/

本契約の締結を証する為本書を2通を作成、甲乙及び仲介業者はこれに署名捺印し、甲乙各1通を保有する。本契約には、特約条項が定められております。駐車場貸借契約書をご参照ください。

2023年12月24日

貸借人(甲) 住所: [] 氏名: [] 電話: []

貸借人(乙) 住所: [] 氏名: 木村 勇夫 電話: []

勤務先: 埼玉銀行 住所: さいたま市中央区高島町3-15-1 048-834-3111

住所: [] 氏名: [] 性別: [] 年齢: []

氏名: [] 性別: [] 年齢: []

電話番号: [] 携帯電話: []

免許番号: [] 埼玉県知事 (9) 第12149号

主たる事務所: 埼玉県さいたま市南区白幡3-12-15

商号又は名称: 株式会社埼玉ホーム

代表者: 里中 宗一郎

宅地建物取引士: [] 登録番号: []

事務所名: 株式会社埼玉ホーム 電話: 048-861-5331

所在地: 埼玉県さいたま市南区白幡3-12-15

駐車場貸借契約書

(契約の締結) 甲(以下「甲」といふ)及び借主(以下「乙」といふ)は、駐車場貸借契約書(以下「契約書」といふ)に記載する駐車場について、契約書に記載する自動車に駐車を目的とする賃貸借契約を締結した。

(契約期間および期間) 第2条 契約期間は、契約書に記載のとおりとする。

第3条 甲及び乙は、借主の上、本賃貸借契約を更新することができる。

第4条 本契約が更新される場合は、乙は、甲又は管理会社に対し、契約期間終了までに契約書に記載する更新料及び更新手数料を支払わなければならない。また、更新契約も書面で交わすこととする。契約更新後は更新料及び更新手数料の返還を求めない。

第5条 更新されない場合は、更新しない旨の通知を書面にて1ヶ月前迄にすることにより契約期間満了にて終了。

(賃料) 第3条 乙は契約書記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。但し、口座振替、振込の場合手数料は乙負担。

第4条 乙は、賃料の支払いに際し、当社(埼玉ホーム)への持参はできない。

第5条 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合、契約期間中であっても借主の上、賃料を設定することができる。

イ 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合

ロ 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合

ハ 近傍問題の駐車場の賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合

ニ 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を末日数として日割計算した額とする。

ホ 乙が賃料を支払った場合、乙は遅延した1ヶ月毎に一律500円の滞り手数料と遅延賃料に対しその支払期日の翌日を起算日として日率0.1%の割合による遅延損害金を甲又は管理会社に支払わなければならない。

ヘ 契約期間中に消費税等の変動があった場合、乙は、変動の日より当然に消費税を支払うこととする。

(敷金) 第4条 乙は、賃貸借契約から生じる債務の担保として、契約書に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

第5条 乙は、本駐車場の明渡し後、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。

第6条 甲は、本駐車場の明渡し時に、賃料の滞り、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合は、債務の額の内訳を明示し当該滞りの額を敷金から差し引くことができる。

第7条 敷金返還が送金に寄る場合は、送金手数料は乙の負担とする。

(禁止又は制限される行為) 第5条 乙は、無断で契約車以外の車や、その他物件を置いてはならない。但し、修理・車検などの事情により契約車以外の車を置く場合は必ず管理会社に連絡を要する。

第6条 乙は、本駐車場を第三者に使用させる行為、譲渡若しくは転貸をすることはできない。

第7条 乙は、本駐車場に定着物を設置し、又は現状を改変する等の行為をしてはならない。

第8条 乙は、本駐車場内において有害・危険・若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

第9条 乙は、本駐車場内において改修若しくは、それに準ずる車両を置いてはならない。

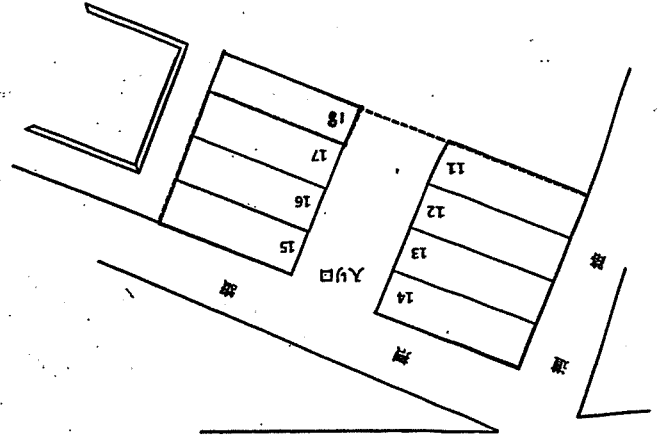
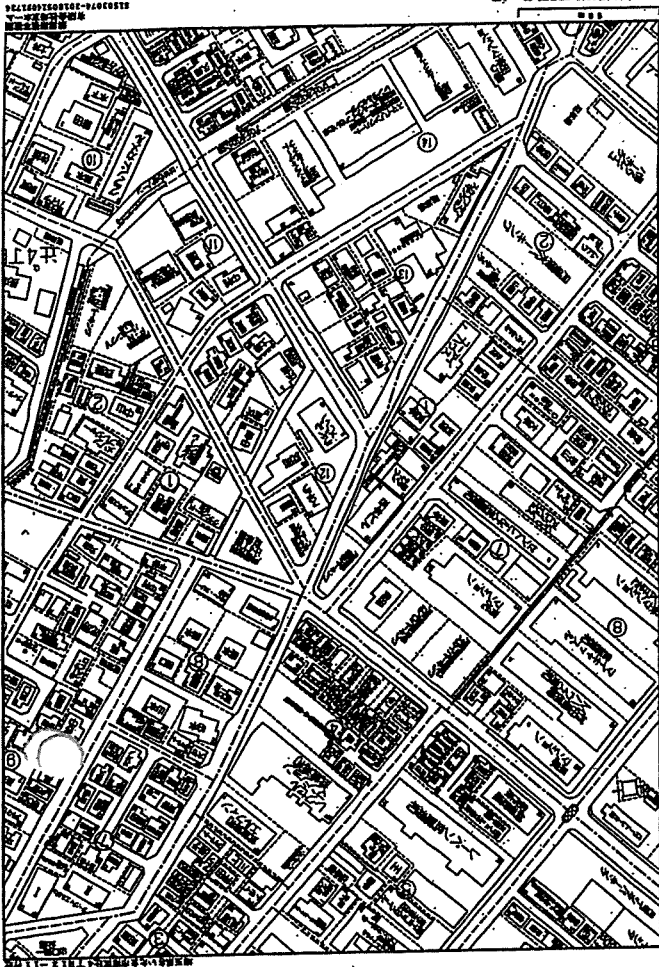
(甲の免責) 第6条 甲は、本駐車場に係る公租公課を負担するものとする。

(乙の義務及び賠償責任) 第7条 甲は、駐車場内で甲の責めに帰すべからざる事由により生じた自動車の盗難・衝突及び破壊・人身事故・火災・天災等による事故賠償等に対して一切の責任を負わない。

第8条 乙は、本駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用することを要する。

第9条 乙は、本駐車場内における事故や火災発生等の防止に留意するものとする。

第10条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責を負う。



所在地/北守町南區社4-12

栗原社4丁目駐車場 3021

- (甲)の通知義務)
- 第9条 甲または管理会社は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を7)周知しなければならない。
- イ 賃料等支払い方法の変更
 - ロ 契約書に定める指定場所の変更
 - ハ 管理人の変更
- (乙)の通知義務)
- 第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を甲または管理会社に通知しなければならない。
- イ 乙の住所・氏名・緊急連絡先・その他の変更
 - ロ 契約書に記載する車両の変更
- (契約の解除)
- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、通知・催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。
- イ 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠ったとき
 - ロ 第8条のいずれかの規定に違反したとき
 - ハ 契約時に、乙が告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - ニ 乙又はその使用者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下略称して「反社会的勢力」という。）又はこれらの支配下にある者と判明したとき
 - ホ その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- (甲からの解約)
- 第12条 甲が契約期間満了前に甲の都合により本賃貸借契約を解約しようとするときは、明渡し期間の1ヶ月前迄に乙に予告することを要し、乙は予告された明渡し期日に甲に明け渡すものとする。
- (乙からの解約)
- 第13条 乙は、甲又は仲介業者に対して少なくとも1ヶ月前に書面にて解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。但し、契約時に保管場所使用承諾証明書が発行した場合、契約開始日から3ヶ月間は解約できないこととする。
- (反社会的勢力の排除)
- 第14条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を承諾する。
- 1 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員ではないこと。
 - 2 自らの役員が反社会的勢力ではないこと。
 - 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - 4 自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為をしないこと。
 - 5 (車両の移動)
- (車両の移動)
- 第15条 本駐車場の保安、防犯、防火その他止むを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることが出来るものとする。
- (明渡し)
- 第16条 乙は、本契約終了後、使用場内内に残置物を残さず本駐車場を明渡すものとする。
- (御隣事項)
- 第17条 この契約に定めがない事項、またはこの契約条項に解釈上疑義が生じた事項については、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い、誠意をもって協議し、定めるものとする。
- (特約事項)
- 1 乙が賃料の滞り期間中に、駐車場の明渡しを行わない時は、甲または管理会社が車を処分・解体しても乙は向ら異議を述べず、損害賠償等の一切の請求をしないこととする。
 - 2 乙は契約時及び更新契約時に免許証及び印鑑の写しを甲または管理会社に交付するものとする。
 - 3 保管場所使用承諾証明書が必要な場合は手数料として、2,000円+消費税を支払うものとする。
 - 4 更新時以外で区画移動または名称変更をする場合には手数料として、3,000円+消費税を支払うものとする。

借入人 氏名 木村 勇夫

2022年12月27日

整理番号 366

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	令和5年2月28日	支出額	72,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所賃料 3月分
-----	-----------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 川口支部

・埼玉民主フォーラム川口支部

・案分の積算方法 80,000 円 × 0.9 = 72,000 円

しんきんキャッシュサービス

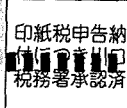
お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
05 02 28	12510095-0354
カード発行金融機関・店番・口座番号	
1251-*****	
お取引金額	お引出
500円 100円 50円	千円 10円 5円 1円
お取引内各手数料	お取引金額
¥220	¥80,000*
時刻	お取引後残高
14:15	
説明コード	

お受取人 川口信用金庫
 本町東支店
 普通 0000942379
 カ) アイテ`アル様

ご依頼人 サイタマミンシユフォーラムカワク`チシユフ`
 様



川口信用金庫 C-10-1

※ 領収書
 ※ 領収書
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

③ 事務所賃料
 3月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	朝日二丁目事務所【鈴木邸】	棟	階	号室
建物所在地	住居表示 川口市朝日二丁目17番7 登記簿 川口市朝日二丁目17番7			
用途	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 店舗事務所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>			
種類	<input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> ビル <input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> アパート <input checked="" type="checkbox"/> 戸建の一部			
構造	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建			
床面積	39.66㎡の一部26.44㎡			
建築時期	昭和 51 年 8 月新築（大規模修繕を なし）	年実施	・ <input type="checkbox"/> 不詳	
附属施設				

(2) 事業内容

政務活動用事務所

(3) 契約期間

始期	2019 年 6 月 1 日 から	3 年 11 ヶ月間	目的物件の引渡しの時期	2019 年 6 月 1 日
終期	2023 年 4 月 30 日まで			

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)	内取等	
賃料	月額 75,000 円 (内消費税等 5,556 円)	
共益費(管理費)	月額 5,000 円 (内消費税等 370 円)	
賃料・共益費(管理費)の支払期限	<input type="checkbox"/> 当月分を <input checked="" type="checkbox"/> 翌月分を 毎月 末 日までに	
敷金	賃料の	ヶ月相当分
保証金	円	その他一時金 円
附属施設使用料	円	火災保険料 円
敷引金・保証金償却規定		
その他		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 振込先金融機関名 <input type="checkbox"/> 預金 口座番号 <input type="checkbox"/> 口座名義人 <input type="checkbox"/> 振込手数料負担者 <input checked="" type="checkbox"/> 借主 <input type="checkbox"/> 貸主 <input type="checkbox"/> 持参先	
貸与する鍵と本数	鍵番号①	本 鍵番号②
		本 鍵番号③

(5) 貸主および管理

貸主	株式会社 アイデアル	電話	048 (299) 8955
住所	川口市坂下町一丁目14番24号 鳩ヶ谷ヤマト第一ビル201		
管理業者	株式会社 アイデアル	電話	48 (299) 8955
所在地	川口市坂下町一丁目14番24号 鳩ヶ谷ヤマト第一ビル201		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣	第	号
管理担当者	氏名		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名	
	住所	

(6) 借主および緊急連絡先

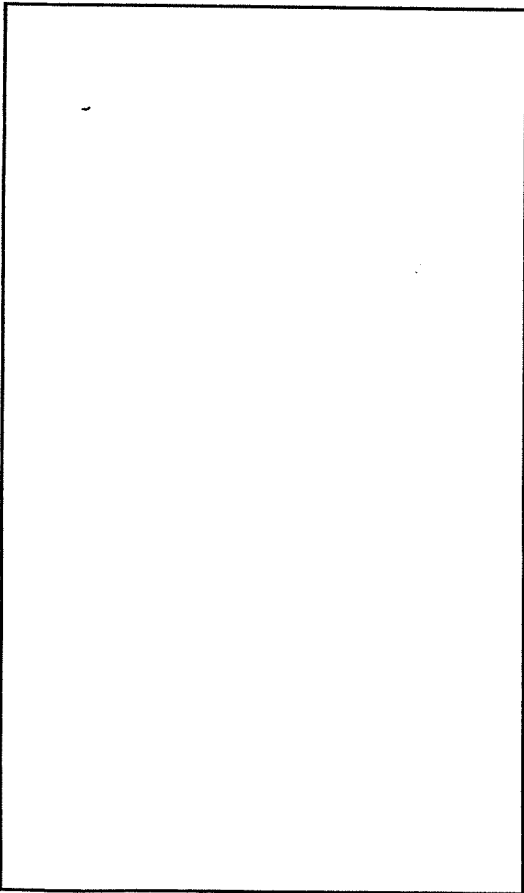
借主氏名		借主との関係		年齢	歳
緊急連絡先	氏名		電話	()	
	住所		電話	()	
	勤務先		電話	()	
	携帯	()			

(7) 更新に関する事項

上記(3)契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新料として新賃料の ヶ月分を支払います

上記(3)契約期間満了後、本契約が合意または法定更新された場合といえども更新料は発生しません

特約条項 (第24条までの規定以外に付与する特約条項)



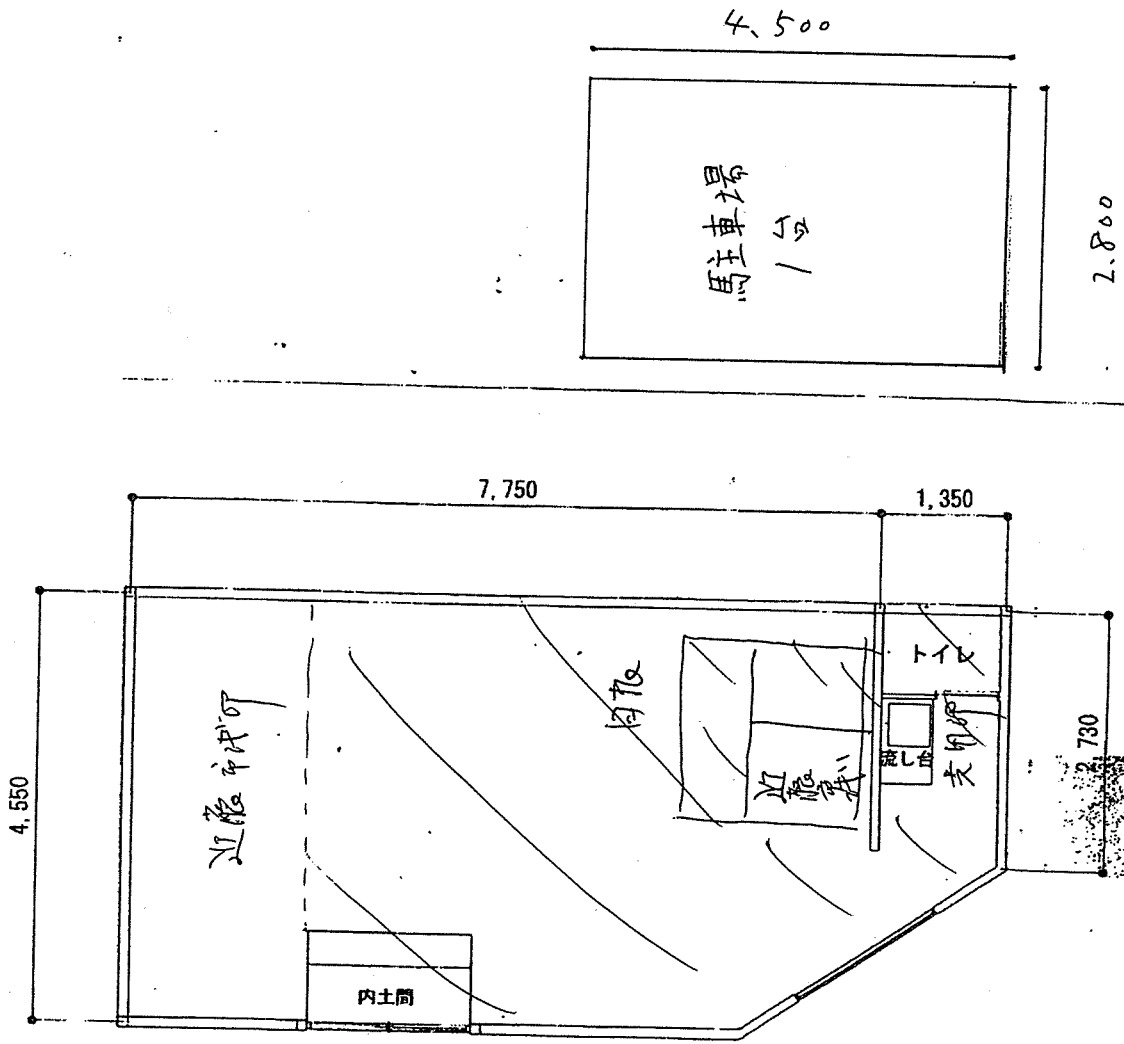
下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書の通を作成し、貸主、借主
署(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

貸主 住所 〒334-0003 埼玉県川口市坂下町1-14-24
 崎ヶ谷マート第1ビル201
 株式会社 アイデアル
 氏名 代表取締役 佐野 恵 () 番号
 借主 住所 [Redacted]
 氏名 句根 大輔 () 電話番号 [Redacted]

2019年 5月 29日

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
 取引態様 媒介・□代理 取引態様 媒介・□代理 号
 免許証番号 埼玉県知事 (1) 第 23268 号 免許証番号 第 号
 事務所所在地 埼玉県川口市坂下町1丁目14-24崎ヶ谷マート第1ビル201 事務所所在地
 商号 株式会社 アイデアル 号 者等
 代表者等 佐野 恵輔 第 号 者等
 登録番号 第 号 第 号 第 号
 宅地建物取引士 宅地建物取引士

6



整理番号 159

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年3月2日	支出額	99,149 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃
----	-------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

口座名義: 町田皇介

05-03-02 送金 *110,000 | IB XXXXXXXXXX
 05-03-02 手数料 *165

$$110,165 \times 0.9 = 99,149$$

③事務所家賃

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 町田皇介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	佐藤ビル	1階10号 区画番号()
所在地	(住居表示)埼玉県上尾市宮本町10-26 (登記簿)	
構造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸	
種類	店舗	新築年月 昭和45年11月
面積	約33㎡(現況優先)	
附属施設	公営水道・東京電力	

頭書(2) 事業内容(具体的に記述すること)

県議会派支那事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年7月1日 から 令和6年6月30日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期 令和元年7月1日

(契約終了の通知をすべき期間) 令和5年7月1日から令和5年12月31日まで

頭書(4) 賃料等

賃料	月額110,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・ 共益費	月額 (別途消費税相当額 円)
敷金	330,000円 (賃料3カ月分)		水通代 2,000円
その他の条件			
貸与する機	本数	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月25日まで		
賃料等の支払方法	包振込	持参先	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	口座引落	委託会社名

頭書(5) 緊急連絡先

緊急連絡先(担当者)	(氏名)町田 皇介
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	住所
管理業者	貸主自主管理	
所在地	TEL	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	円連帯保証人 氏名	住所
	極度額	3,960,000円(月額賃料総額×36カ月)
	家賃債務保証業者の提供 する保証	全保運株式会社
	主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿1-24-1 16F TEL 03-6327-5840 問合せ窓口 0570-01-1083
	家賃債務保証業者 登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 再契約に関する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分を支払うものとする。
本物件は老朽化につき入居時より10年目以降再建築の予定あり。

頭書(9) 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 店舗又は事務所を出すゴミ(営業用塵芥類)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法、その他法令に関する法律を遵守する事とし各監督省庁への届出・許可等を申請しなければならない。
- 退去時において、借主は貸主にに対して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対して書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に参加しなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は賃貸物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

R3年6月11日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 伊田 皇介	TEL
	住所	
丙	氏名	TEL
連帯保証人	住所	
借度額 3,960,000円 (月額賃料総額×36ヵ月)		

A		B	
主たる事務所所在地・TEL	上尾市宮本町4-14	主たる事務所所在地・TEL	
商号又は名称	048-778-1750	商号又は名称	
代表者の氏名	株式会社マハロハ	代表者の氏名	ⓐ
免許証番号	埼玉県 知事 (3)第21590号	免許証番号	大臣 知事 ()第 号
免許年月日	平成31年2月18日	免許年月日	年 月 日
氏 名		氏 名	ⓑ
登録番号	知事 第 号	登録番号	() 第 号
業務に従事する事務所名	株式会社マハロハ	業務に従事する事務所名	
事務所所在地 TEL	上尾市宮本町4-14 048-778-1750	事務所所在地 TEL	

※ 図は実印
※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 161

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年3月2日	支出額	9,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	来客用駐車場(2月分)
----	-------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

口座名義: 町田皇介

05-03-02 .送金 | *10,000 | IB [REDACTED]

$$10,000 \times 0.9 = 9,000$$

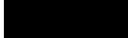
④ [REDACTED]

③ 来客用駐車場代

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

貸主  (以下甲という) と借主 町田 皇介 (以下乙という) との間において、左のとおり駐車場の使用に関し一時的短期賃貸借契約を締結する。

第一条

甲は乙に対し、乙所有の後記ナンバーの自動車、後記土地に駐車することを認める。

第二条

乙は左のとおり使用料金を支払う。

- ① 月額使用料 金 一 万 円 也。(一台あたり) 一 台、計 一 万 円 也。
- ② 支払期 当月分を前月末日まで。
- ③ 支払場所 甲の事務所に持参の上支払う。

第三条

本駐車場は露天であり、かつ入口に門扉等を設置しないため、甲は乙の自動車につき駐車中の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲は一切その責を負担しない。

第四条

乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車した為、乙の使用が妨げられた場合においても、甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負担しない。前項のごときトラブルについては乙においてまず解決に努力するものとし、それが不可能の場合には、甲乙協力して他の自動車等を排除する。

第五条

乙の使用する期間は、令和二年七月一日から令和二年六月二十日までとし、その後は自動更新とする。

第六条

乙は駐車にあたって次の事項を守らなければならない。

- ① 駐車場への出入を静かに行き、特に早朝夜間においては騒音を発生させないように注意するものとする。
- ② 無用の長時間排気ガスを放散させないものとする。
- ③ 駐車場内に物を廃棄しないこと。
- ④ 他の車の駐車位置を侵さないこと。
- ⑤ 隣地に対して排気筒を向けないこと。

第七条

乙において左の事由が生じたときは甲は催告を要せず本契約を解除することができる。この場合乙は直ちに駐車場の使用を止めなければならない。

- ① 駐車場使用料金の支払いを一月分たりとも怠ったとき。
- ② 乙が手形または小切手を一回でも不渡としたとき。
- ③ 近隣もしくは他のものに迷惑となるような行為のあったとき。
- ④ 他の自動車を駐車させたとき。
- ⑤ その他本契約に違反したとき。

第八条

乙において第五条の契約期限後も駐車場を希望するときは、あらかじめ駐車料金金額を定め、本契約と同一の書式において契約書に調印したときに、はじめて駐車場使用の権利を得るものとする。前項に関しては、書面によらざる合意はすべて無効とする。

九条

甲は乙に対し契約期間中であっても乙の駐車位置を変更することができるものとし、乙はこれを拒否することはできない。

第十条

甲は事業の変更、建築等の為、乙に催告なく駐車場事業を中断又は廃止し即時契約解除できる。

第十一条

本契約の期間満了後、あるいは契約期間中における本契約解除の後においても、尚且つ乙が駐車場の使用を継続するときは、乙は甲に対して損害賠償として、従前の駐車料金額の二倍に相当する金員を支払うものとする。

右のとおり契約が成立したので、本証書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。

令和 元年 6 月 20 日

貸主(甲)

住所

借主(乙)

住所

氏名

氏名

電話

電話

駐車すべき車の表示


【車両名】

【塗色】

【ナンバー】

計 台

駐車すべき場所の表示

上尾市宮本町948番1、2の一部に所在する都築駐車場のうち番号()と表示した箇所

埼玉県知事(3)第21590号
株式会社マハロ
埼玉県上尾市宮本町
TEL 048-778-1750 FAX 048-

整理番号	162
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
----------------------------------	---

支出年月日	R5年3月3日	支出額	10,949 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務員駐車場(2月分)
----	-------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部									
口座名義: 町田皇介										
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">05-03-03 .送金</td> <td style="padding: 5px;">*12,000</td> <td style="padding: 5px;">IB トラハルオ</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">05-03-03 .手数料</td> <td style="padding: 5px;">*165</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 10px;"> $12,165 \times 0.9 = 10,949$ </td> </tr> </table>	05-03-03 .送金	*12,000	IB トラハルオ	05-03-03 .手数料	*165		$12,165 \times 0.9 = 10,949$			
05-03-03 .送金	*12,000	IB トラハルオ								
05-03-03 .手数料	*165									
$12,165 \times 0.9 = 10,949$										
<p>③ 事務員用駐車場代</p> <p>※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。</p>										

パーキング 駐車場賃貸契約書

貸主 村田春雄 住所 上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番
借主 町田皇介

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場所	上尾市宮本町 8-8				
2	駐車場 区画	[Redacted]				
3	車両	車名	登録 番号	特約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレル赤)	
		フォジョー ステーション ワゴン青	[Redacted]			
4	賃料	1 ヶ月	支払 方法	特約	2ヶ月分滞納の 時は無催告解除	
		12,000円 /月	当月末翌月分前納 指定銀行への振込			
5	期間	自 2019年 10月 9日	特約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする		
		至 2020年 10月 8日				
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担		賃借人損害負担 施設内賃貸人賠償義務なし		
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特約	違反のときは 無催告解除	
8	解約	賃貸人 *1ヶ月前予告 解約可能 賃借人 *1ヶ月前予告 解約可能				
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還				
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。				

契約日 2019年 10月 9日

貸主 住所(所在地) 村田春雄
氏名(名称) 上尾市宮本町7番15号
電話番号 電話(771)2311番

借主 住所(所在地) 町田皇介
氏名(名称) 〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26
電話番号 佐藤ビル102
048-729-6272

整理番号 156

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年3月6日	支出額	100,100円×0.9 90,090円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	3月分事務所家賃		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷支部

3月分事務所家賃

ご利用明細票

お取扱目	店番	お取引内容
05-03-0603265		通帳電信振替
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N219	*100,000	
	残高	
42P1	*	
振替先		
受取人名:		
料金	*100円	
依頼人名:ヤマモト マサノ		
5月3日~5日は、ゆうちょのほぼすべてのサービスを終日休止します		
ご利用いただきましてありがとうございました。		
—— ゆうちょ銀行 ——		

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

- ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
- ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事務所賃貸借契約書

賃貸人■■■■以下、「甲」という)と賃借人埼玉民主フォーラム越谷支部(以下、「乙」という)は、次のとおり、事務所の用に供する建物賃貸借契約(以下、「本契約」という)を締結する。

第1条【賃貸借物件】

甲はその所有する次の物件(以下「本件物件」)を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

建物の表示 名称 K-1stビル
所在地 越谷市瓦曾根1-20-6
床面積 65㎡(3階部分)

第2条【使用目的】

1. 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。
2. 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による許可を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。
3. 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条【契約期間】

契約期間は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間とし、期間満了の2か月前迄に甲乙いずれかの通知がない限り、2年間自動延長するものとする。

第4条【賃料】

賃料は一カ月金10万円とする。

第5条【賃料の改訂】

甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条【諸経費】

乙は、第4条の賃料の他に、本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条【禁止条項】

乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第8条【修繕費の負担】

1. 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
2. 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。
3. 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第9条【契約の解除】

甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
2. 第7条に違反したとき
3. その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第10条【明渡し】

1. 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。
2. 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第11条【損害賠償】

乙は、乙の従業員・取引先、その他乙の営業活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条【解約申入れ】

乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の2か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

令和元年 5月 1日

貸主(甲)

住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]



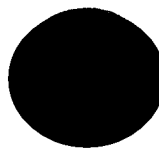
借主(乙)

住所

[Redacted]

氏名

山本正乃



整理番号 164

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年3月6日	支出額	18,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	来客用駐車場(3月-4月)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

口座名義: 町田皇介

05-03-06 .送金 | *20,000 | IB [REDACTED]

20,000 × 0.9 = 18,000

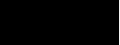
④ [REDACTED]

③ 来客用駐車場代として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

貸主  (以下甲という) と借主 町田 皇介 (以下乙という) との間において、左のとおり駐車場の使用に関し一時的短期賃貸借契約を締結する。

- 第一条** 甲は乙に対し、乙所有の後記ナンバーの自動車、後記土地に駐車することを認める。
- 第二条** 乙は左のとおり使用料金を支払う。
- ① 月額使用料 金 一 万 円也。(一台あたり) 一 台、計 一 万 円也。
 - ② 支払期 当月分を前月末日まで。
 - ③ 支払場所 甲の事務所に持参の上支払う。
- 第三条** 本駐車場は露天であり、かつ入口に門扉等を設置しないため、甲は乙の自動車につき駐車中の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲は一切その責を負担しない。
- 第四条** 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車した為、この使用が妨げられた場合においても、甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負担しない。前項のごときトラブルについては乙においてまず解決に努力するものとし、それが不可能の場合には、甲乙協力して他の自動車等を排除する。
- 第五条** 乙の使用する期間は、令和 元 年 七 月 一 日 から 令和 二 年 六 月 二 十 日 までとし、その後は自動更新とする。

- 第六条** 乙は駐車にあたって次の事項を守なければならない。
- ① 駐車場への出入を静かにいき、特に早朝夜間においては騒音を発生させないように注意するものとする。
 - ② 無用の長時間排気ガスを放散させないものとする。
 - ③ 駐車場内に物を廃棄しないこと。
 - ④ 他の車の駐車位置を侵さないこと。
 - ⑤ 隣地に対して排気筒を向けないこと。

- 第七条** 乙において左の事由が生じたときは甲は催告を要せず本契約を解除することができる。この場合乙は直ちに駐車場の使用を止めなければならない。
- ① 駐車場使用料金の支払いを一カ月分たりとも急ったとき。
 - ② 乙が手形または小切手を一回でも不渡としたとき。
 - ③ 近隣もしくは他のものに迷惑となるような行為のあったとき。
 - ④ 他の自動車を駐車させたとき。
 - ⑤ その他本契約に違反したとき。

第八条 乙において第五条の契約期限後も駐車場を希望するときは、あらかじめ駐車料金金額を定め、本契約と同一の書式において契約書に調印したときに、はじめて駐車場使用の権利を得るものとする。前項に関しては、書面によらざる合意はすべて無効とする。






第九条 甲は乙に対し契約期間中であっても乙の駐車位置を変更することができるものとし、乙はこれを拒否することはできない。

第十条 甲は事業の変更、建築等の為、乙に催告なく駐車場事業を中断又は廃止し即時契約解除できる。

第十一条 本契約の期間満了後、あるいは契約期間中における本契約解除の後においても、尚且つ乙が駐車場の使用を継続するときは、乙は甲に対して損害賠償として、従前の駐車料金額の二倍に相当する金員を支払うものとする。

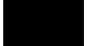
右のとおり契約が成立したので、本証書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。

令和 元 年 6 月 20 日

貸主(甲) 住 所 
 氏 名 
 電 話 
 借主(乙) 住 所 
 氏 名 町 田 皇 介
 電 話 

埼玉県知事(3)第21590号
 株式会社 マハロ
 埼玉県上尾市宮本町948番1号
 TEL 048-778-1750 FAX 048-778-1751

駐車すべき車の表示
 【車両名】
 駐車すべき場所の表示

上尾市宮本町948番1、2の一部に所在する都築駐車場のうち番号()と表示した箇所

【ナンバー】  計 台 

整理番号 165

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	R5年3月7日	支出額	21,749 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務員用駐車場代(3月・4月分)
-----	------------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部											
口座名義: 町田皇介												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">05-03-07 .送金</td> <td style="padding: 5px;">*24,000</td> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">IB トラ 川才</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">05-03-07 .手数料</td> <td style="padding: 5px;">*165</td> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 10px;"> $24,165 \times 0.9 = 21,749$ </td> </tr> </table>	05-03-07 .送金	*24,000	IB トラ 川才		05-03-07 .手数料	*165			$24,165 \times 0.9 = 21,749$			
05-03-07 .送金	*24,000	IB トラ 川才										
05-03-07 .手数料	*165											
$24,165 \times 0.9 = 21,749$												
<p>③ 事務員利用駐車場代(3月・4月分)</p> <p>※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。</p> <p>※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。</p>												

村パーキ 駐車場賃貸契約書

貸主 村 田 春 雄 上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番 と借主 町 田 皇 介 とは

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場 所	上尾市宮本町 8-8				
2	駐車場 区 画	[黒塗り]番				
3	車 両	車名	登録 番号	特 約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレル赤)	
		ポジョー ステーション ワゴン青	[黒塗り]			
4	賃 料	1 ヶ 月	支 払 方 法	特 約	2ヶ月分滞納の 時は無催告解除	
		12,000円				
5	期 間	自 2019年 10月 9日 至 2020年 10月 8日	特 約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする		
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担		賃借人損害負担 施設内賃貸人賠償義務なし		
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特 約	違反のときは 無催告解除	
8	解 約	賃貸人 米/ヶ月前予告 解約可能 賃借人 米/ヶ月前予告 解約可能				
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還				
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。				

契約日	2019年 10月 9日				
貸主	住所(所在地)	村 パ ー キ ン グ			
	氏名(名称)	村 田 春 雄			
	電話番号	上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番			
借主	住所(所在地)	町 田 皇 介			
	氏名(名称)	〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26			
	電話番号	佐藤ビル1-02 048-729-6272			

整理番号 344

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2023年 3月 9日	支出額	104,940 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所家賃 4月分
-----	-----------

<p>領収書等貼付欄</p> <p>116,600 × 0.9 = 104,940</p> <p>③事務所家賃 4月分</p> <p>④ XXXXXXXXXX 様</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; margin: 0;">キャッシュサービスご利用明細</p> <p style="font-size: small; margin: 0;">毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 埼玉りそな銀行</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td>取引銀行</td> <td>取引店</td> <td>口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0017</td> <td>XXXXXXXXXX</td> <td>****</td> <td>****</td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>お取引日</td> <td colspan="2">時 刻</td> </tr> <tr> <td>38448</td> <td>05-03-09</td> <td colspan="2">10:35</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引金額(円)</td> <td colspan="2">手数料</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>¥116,600</td> <td colspan="2">¥0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引後の残高(円)</td> <td colspan="2">おつり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">XXXXXXXXXX</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引現金内訳</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">(破) C 認証</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">(1万円)</td> <td style="border: none;">(5千円)</td> <td style="border: none;">(1千円)</td> <td style="border: none;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">円</td> <td style="border: none;">円</td> <td style="border: none;">円</td> <td style="border: none;">円</td> </tr> </table> </td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">お振込明細またはご案内</p> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">お受取人 XXXXXXXXXX</p> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">登録番号 0004</p> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">ヤマネファミコ様</p> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">電話番号 049-235-1687</p> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">取扱番号 09001</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px; font-size: x-small;"> <p style="text-align: center;">印紙税申告納付につき浦和税務署承認済</p> </div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →</p>	取引銀行	取引店	口座番号		0017	XXXXXXXXXX	****	****	取扱店	お取引日	時 刻		38448	05-03-09	10:35		お取引内容	お取引金額(円)	手数料		振込	¥116,600	¥0		お取引後の残高(円)		おつり		XXXXXXXXXX				お取引現金内訳		(破) C 認証		<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">(1万円)</td> <td style="border: none;">(5千円)</td> <td style="border: none;">(1千円)</td> <td style="border: none;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">円</td> <td style="border: none;">円</td> <td style="border: none;">円</td> <td style="border: none;">円</td> </tr> </table>		(1万円)	(5千円)	(1千円)	円	円	円	円	円		
取引銀行	取引店	口座番号																																															
0017	XXXXXXXXXX	****	****																																														
取扱店	お取引日	時 刻																																															
38448	05-03-09	10:35																																															
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																																															
振込	¥116,600	¥0																																															
お取引後の残高(円)		おつり																																															
XXXXXXXXXX																																																	
お取引現金内訳		(破) C 認証																																															
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">(1万円)</td> <td style="border: none;">(5千円)</td> <td style="border: none;">(1千円)</td> <td style="border: none;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">円</td> <td style="border: none;">円</td> <td style="border: none;">円</td> <td style="border: none;">円</td> </tr> </table>		(1万円)	(5千円)	(1千円)	円	円	円	円	円																																								
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円																																														
円	円	円	円																																														

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

貸室賃貸借契約書

貸借人 を甲、賃借人 山根 史子 を乙として、次のとおり貸室賃貸借契約（以下、本契約と称する。）を締結する。

第1条（目的物件）

甲は、下記のとおり建物の一部を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

(1) 物件の表示（以下、建物と称する。）

所在地 埼玉県川越市騎田本町14番29号

名称 杉田ビル

構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建

延床面積 1612.63㎡、(487.82坪)

(2) 賃貸借の場所及び面積（以下、貸室と称する。）

7階部分 702号室 契約面積43.81㎡(13.25坪)

第2条（貸室の使用目的）

乙は、貸室を議員事務所の支店として使用するものとし、使用目的を変更する場合は予め甲の承諾を得なければならぬ。

第3条（賃貸借の期間）

本契約の期間は、2022年3月8日より2024年3月7日までの満2カ年とする。

第4条（契約の更新）

- 賃貸借期間満了の場合は、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。
- 本契約が更新された場合には、法定更新・合意更新・合意更新を問わず、乙は、甲に対し、新賃料の1ヶ月分（別途消費税）を更新料として支払うものとする。

第5条（賃料）

- 貸室の賃料は、1ヶ月金106,000円也（消費税別）とする。
乙は、消費税率の変更が行われた場合は、当該月より税額を変更し、消費税込みの賃料を支払うものとする。なお、2022年3月8日現在、消費税金10,600円也を加え、1ヶ月金116,600円也とする。
- 乙は、毎月末日までに、その翌月分の賃料を甲の指定する場所に持参または振込送金の上支払うものとする。なお、持参、送金にかかる費用は乙の負担とする。
- 1ヶ月未満の賃料の計算は、その月の日割計算により清算するものとする。

第6条（費用等）

乙は、次の費用を支払うものとする。
管理費（共用部分の清掃費用、建物設備の維持費用等）は、本契約第5条1項の賃料に含むものとする。

第7条（賃料等の支払方法）

乙は、甲に本契約第5条（賃料）、第6条（費用等）の支払いについて、毎月末日までに、甲が指定する下記金融機関の口座へ振込みにて支払うものとする。なお、振込みにかかる費用は乙の負担とする。

名義人：

第8条（敷金）

- 乙は、本契約成立と同時に、本契約により生ずる債務を担保するために、敷金として、金318,000円也を甲に預け入れるものとする。
- この敷金は、甲が無利息でこれを預かり、乙は賃料、費用、その他この契約に基づき生じた債務の弁済に充当すべきことを申し出ることはできないものとする。
- 乙が本契約に基づき、甲に対する金銭債務の履行を怠ったときは、甲は乙に通告することなく甲の任意の方法で第1項の敷金を以って債務の弁済に充当することができる。
- 前項の場合、乙は充当の通知を受けた日から5営業日以内に、第1項の敷金に達するまで敷金を補充しなければならない。
- 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または債務の担保に供することはできないものとする。

第9条（敷金の返還）

- 敷金は、本契約第12条の予告期間3ヶ月を経過し、且つ本契約第22条の貸室の返還が完全になされ本契約が終了した場合、その日より1ヶ月以内に本契約に基づき甲は乙に敷金を返還するものとする。
- 乙は、本契約に違反し、契約の解除となった場合、本契約第22条の貸室の返還が完全になされた日より1ヶ月以内に本契約に基づき、乙が負担すべき一切の債務を清算して甲は乙に残金を支払うものとする。

第10条（礼金）

乙は、本契約時と同時に礼金として、賃料の1ヶ月分に消費税を加えた額を甲に支払うものとする。尚、乙は本契約締結後、甲に対し礼金の返還を求められないものとする。

第11条（貸室引渡し前の解約）

乙の都合により、第3条に定める貸室の引渡し以前に本契約を解約する場合には、乙は甲に対し違約金として、賃料および費用等の3ヶ月分相当額を甲に支払うものとする。

第12条（予告期間）

甲乙双方とも期間満了または中途解約により本契約が終了する場合、3ヶ月前に文書をもって予告しなければならない。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ甲・乙は各1通を保有する。

令和4年3月 / 日

甲 (貸借人) 住所 氏名

乙 (貸借人) 住所 氏名

立会人

東京都知事免許 (1) 第102089号
東京都北区田端五丁目12番11号
西台不動産株式会社
代表取締役 高橋 英 陸
登録番号
宅地建物取引士

埼玉県知事免許 (4) 第20077号
埼玉県川越市東田町8番46号
株式会社アセットホームサービス
代表取締役 内田 親 也
登録番号
宅地建物取引士

■建物状況調査の結果の概要 (既存の住宅のとき) 該当あり
建物状況調査の実施の有無 (1年以内を実施している場合) 有・無
建物状況調査の結果の概要

■石棉使用記録調査

Table with 3 columns: 石綿使用調査の有無, 有・無, 調査実施機関. Rows include 調査の範囲, 調査年月日, 石綿使用の有無, 石綿使用箇所, 補足情報, and 関係者.

■耐震診断調査

Table with 3 columns: 耐震診断対象区分, 耐震診断の有無, 関係者. Includes text about inspection date (May 31, 2022) and building details.

■賃貸借条件等

Table with 2 columns: 使用目的, 賃貸借条件等. Lists details for 7階 702号室 (43.81㎡), including rent (¥318,000), deposit (¥106,000), and management fees.

整理番号 345

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2023年 3月 9日	支出額	16,596 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	来客用駐車場代 4月分
-----	-------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

18,440 × 0.9 = 16,596

③ 来客用駐車場代 4月分

④ (有)すまいの市民館

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38448	05-03-09	10:35	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥18,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
¥			
お取引現金内訳		使	認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人	ミツビツコ-イツ"II
	カワゴ" I
	普通 1071693
	1)スミノツミツカ"様
	登録番号 0005
	ヤマネフミコ"様
ご依頼人	電話番号 049-235-1687
	取扱番号 300043

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 [REDACTED] (以下「乙」という。))は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場 の表示	所在地 埼玉県川越市東田町7-31	指定場所 No. [REDACTED]
	名称 奈良 駐車場	

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号
---------	------

頭書(3) 契約期間

契約期間	2022年3月8日から2024年3月31日までの 2年間
目的物件の引渡し時期	2022年3月8日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 18,000円
敷金	金 18,000円

支払期限：毎月 末日までに 翌月分 を支払う

支払方法

振込み先	金融機関： 口座番号： 口座名義人： TEL： [REDACTED]
------	--

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 住所 [REDACTED]
----	--

管理業者

商号又は名称	有限会社すまいの市民館
所在地・TEL	川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-5677
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号：国土交通大臣()第 [REDACTED] 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員登録番号： ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	

※貸主と駐車場の所有 [REDACTED] 異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 住所
-----	----------

頭書(6) 更新に関する事項

契約条項第2条記載のとおり

頭書(7) 特約事項

1. 更新の際は、新賃料の1ヶ月分相当(別途消費税)の更新料を申し受けます。但し、更新事務手数料含む。
 2. 賃料振込み時の振込手数料は、乙が負担する。
 3. 乙の車に場内で他者による事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。
 4. 本契約解約に伴う清算金等の返金を振込とする場合、その振込手数料は乙が負担する。
- 本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]	年	月	日
	住所	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]			
乙・借主 (法人の場合)	商号	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]			
	代表者名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]			
乙・借主 (個人の場合)	氏名	山本 由子	TEL	049-235-1687			
	住所	川越市古布場460-6					

商号(名称)	有限会社すまいの市民館	取締役	杉田 明洋	[REDACTED]
事務所所在地・TEL	川越市中原町2-3-2	TEL	049-228-5677	[REDACTED]
免許証番号	埼玉県知事(4)第19782号	登録番号	[REDACTED]	
氏名	[REDACTED]	業務に従事する事務所名	有限会社すまいの市民館	
TEL	049-228-5677	事務所所在地	川越市中原町2-3-2	
		TEL	049-228-5677	

※印は実印

整理番号 137

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	2023年3月24日
支出額	$16,000 \div 30 \times 21 \times 90\% = 10,080$ 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(4月分)
支出先	株式会社エルハウジング

上記のとおり支出しました。

支出者名

水村篤弘

更新 覚書(借主様用) お客様控え

駐車場貸借契約満了に伴い、賃料等について下記の通り契約更新することに合意する。

(1) 貸借の目的等(所在地)

駐車場名	東新井駐車場	No.	
住所	埼玉県所沢市東新井町322-1		
契約者名	水村 篤弘	登録番号	
車種・車名形式	同左		
貸主名	株式会社エルハヴンジ		

(2) 契約期間

始期	令和5年2月8日 から	1年0ヶ月
終期	令和6年2月7日 まで	

(3) 資金・保証金等

資金(保証金)	- 円
---------	-----

(4) 賃料等

賃料(月額)	8,000 円
共益費(月額)	- 円
礼金	- 円
補修費	- 円
合計	8,000 円

(5) 更新料に関する事項 ※月額賃料に変更の無い方は、従来通りの金額をお支払下さい。

更新料(駐車場)	賃料の 半	4,000 円
----------	-------	---------

(6) 特約事項
更新前の契約(原契約及び原契約の別紙特約等の形式の如何を問わない。)において、貸主借主間で合意されている事項については、本契約において明示されていない場合であっても、本契約において引継ぎ効力を有するものとする。

以上、本合意を証すための本覚書2通を作成し、貸主借主署名・押印の上、各々1通を保持する。

令和 5 年 1 月 17 日

貸主

住所 埼玉県所沢市西新井町15-10
 氏名 株式会社エルハヴンジ
 電話番号 04-2998-3771
 代表者 〇〇〇〇〇〇〇〇

借主 (契約者個人)

住所 所沢市上安松 864-4
 氏名(個人) 水村 篤弘
 電話番号 04-2993-0080
 携帯番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

お問合せ窓口
 株式会社エルハヴンジ
 〒359-0035
 埼玉県所沢市西新井町15-10
 04-2998-3771

借主様へ
 ※当社のパンフレット(冊子)でご記入・ご捺印の上、貸主用を返送ください。
 ※シールは使用しないでください。
 ※1枚目・2枚目とは同じ内容で記入ください。
 ※裏面・裏紙・裏紙裏・裏紙裏裏は使用しないでください。
 ※書き損じた場合は、左記窓口へお申し出ください。新しいものを発行しお送りいたします。

更新 覚書(借主様用) お客様控え

駐車場貸借契約満了に伴い、賃料等について下記の通り契約更新することに合意する。

(1) 貸借の目的等(所在地)

駐車場名	東新井駐車場	No.	
住所	埼玉県所沢市東新井町322-1		
契約者名	水村 篤弘	登録番号	
車種・車名形式	同左		
貸主名	株式会社エルハヴンジ		

(2) 契約期間

始期	令和5年2月8日 から	1年0ヶ月
終期	令和6年2月7日 まで	

(3) 資金・保証金等

資金(保証金)	- 円
---------	-----

(4) 賃料等

賃料(月額)	8,000 円
共益費(月額)	- 円
礼金	- 円
補修費	- 円
合計	8,000 円

(5) 更新料に関する事項 ※月額賃料に変更の無い方は、従来通りの金額をお支払下さい。

更新料(駐車場)	賃料の 半	4,000 円
----------	-------	---------

(6) 特約事項
更新前の契約(原契約及び原契約の別紙特約等の形式の如何を問わない。)において、貸主借主間で合意されている事項については、本契約において明示されていない場合であっても、本契約において引継ぎ効力を有するものとする。

以上、本合意を証すための本覚書2通を作成し、貸主借主署名・押印の上、各々1通を保持する。

令和 5 年 1 月 17 日

貸主

住所 埼玉県所沢市西新井町15-10
 氏名 株式会社エルハヴンジ
 電話番号 04-2998-3771
 代表者 〇〇〇〇〇〇〇〇

借主 (契約者個人)

住所 所沢市上安松 864-4
 氏名(個人) 水村 篤弘
 電話番号 04-2993-0080
 携帯番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

お問合せ窓口
 株式会社エルハヴンジ
 〒359-0035
 埼玉県所沢市西新井町15-10
 04-2998-3771

借主様へ
 ※当社のパンフレット(冊子)でご記入・ご捺印の上、貸主用を返送ください。
 ※シールは使用しないでください。
 ※1枚目・2枚目とは同じ内容で記入ください。
 ※裏面・裏紙・裏紙裏・裏紙裏裏は使用しないでください。
 ※書き損じた場合は、左記窓口へお申し出ください。新しいものを発行しお送りいたします。

整理番号 529

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	万 年 3 月 27 日	支出額	17,679 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所倉庫費 (4月分)		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

※別紙

4月10日~4月30日(21日間)
 $23,300 \times \frac{21}{30} = 16,310$
 $\times 0.9 = \underline{14,679}$

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

16 05-03-27 | 振替

*23,300 | DF. 和利ヨウ

【内訳】

- ・倉庫賃貸料 23,100 円
- ・振替手数料 200 円

口座名義：村島夫
対先：株式会社
平和不動産

整理番号

A2

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2023年3月27日
支 出 額	$82,720 \div 30 \times 21 \times 90\% = 52,114$ 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の 賃料及び集送金手数料 (4月分)
支 出 先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



賃貸借（更新）契約 合意書

物件名：タイびる航空公園

202 号室

所在地：埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、2015年5月1日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期間 2021年5月1日 より 2024年4月30日 までとする。
2. 敷金 210,000 円
3. 賃料 月額総額 77,000 円 (本体 70,000 円 消費税 7000 円)
4. 管理・共益費 月額総額 5,500 円 (本体 5,000 円 消費税 500 円)
5. 駐車場使用料 月額総額 0 円 (本体 0 円 消費税 円)
6. 特記事項

1. 原契約の継続について、賃貸人（甲）と賃借人（乙）間の協議が成立したので、本合意書2通を作成し各々署名捺印のうえ、賃貸人と賃借人各一通保有するものとします。本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定条項を継承するものとします。
2. 2020年4月の民法改正に伴い、改正後は新しい民法が適用となります。以下、一部抜粋【賃借物の修繕】【賃貸不動産の譲渡】【賃借人の原状回復義務及び収去義務】【敷金】【一部滅失等による賃料の減額等】【債務の保証】【連帯保証人の極度額の設定】

令和3年 3月31日

貸主（甲） 住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名：株式会社セイワランドック

借主（乙）

住所：所沢市上野松864-4

氏名：水村篤弘 印 TEL: 04-2993-0080

勤務先住所：さいたま市浦和区高砂3-15-1

勤務先名：埼玉県議会 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

TEL: [REDACTED]

連帯保証人

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

印 TEL: [REDACTED]

管理会社

免許番号：埼玉県知事(3)第20719号

住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名：株式会社セイワランドック

代表者：羽迫 務

取引主任者：[REDACTED]

登録番号：[REDACTED]号

2019年8月31日

〒 359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社

所沢市喜多町17-12

株式会社セイワランドック

消費税率改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。
それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202
所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1
支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで	81,000 円
--------------------	----------



2019年10月分(9/27引落)以降	82,500 円
---------------------	----------

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落となります。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

< 税率改定後 内訳 >

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

2019年11月分より
集送金手数料 220円

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL : 04-2920-3388

整理番号 521

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 ⑤: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	5年3月28日	支出額	5,796 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所馬主車場代(4月分) 埼玉ホーム・辻4丁目		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
<p>口座名義: 木村勇夫</p> <p style="text-align: right;">※ 4月10日~30日(21日分)</p> <p style="text-align: right; font-size: 1.2em;">$9,200 \times \frac{21}{30} = 6,440 \times 0.9 = 5,796$</p> <p style="text-align: center;">1705-03-28 振替 *9,200 RKS(サイキョウホーム)</p>	<p>③ 事務所馬主車場代(4月分)</p> <p>(埼玉ホーム・辻4丁目)</p>
<p>※ 領収書は重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)</p>	
<p>※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。</p> <p>※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。</p>	

駐車場貸借契約書

[物件の表示]

名称	栗原辻4丁目駐車場	管理番号	
所在地	埼玉県さいたま市南区辻4-12		
賃借人	木村 勇夫		
[賃料等] (1台あたり)			
賃料	月額 9,000 円(うち消費税 0 円)	敷金	円
口座振替代	月額 200 円(うち消費税 0 円)	礼金	円
共益費	月額 円(うち消費税 円)		円(うち消費税 円)
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	更新	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
雑費	月額 円(うち消費税 円)	更新事務手数料	9,900 円
契約期間	2022年12月25日から 2023年12月24日まで	更新事務手数料	900 円
支払方法	<input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 振込 <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替		
振込先			

[賃料等の支払期日] 翌月分を毎月28日迄(翌月分前払)

車名	
登録番号/色	証券番号/満期

この本契約の締結を証する為本書を2通作成、甲乙及び仲介業者はこれに署名捺印し、甲乙各一通を保有する。本契約には、特約条項が定められております。駐車場貸借契約約款をご参照ください。

2022 年 12 月 24 日

賃借人 (甲) 住所: [] 氏名: [] 電話: []
 住所: [] 氏名: [] 電話: []
 住所: [] 氏名: [] 電話: []

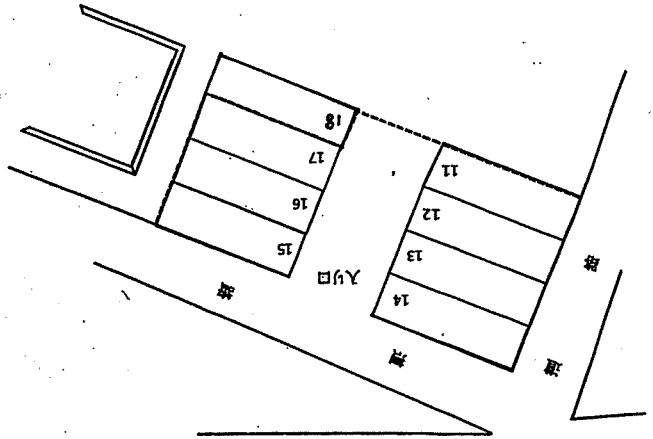
賃借人 (乙) 住所: [] 氏名: [] 電話: []
 住所: [] 氏名: [] 電話: []
 住所: [] 氏名: [] 電話: []

緊急連絡先 住所: [] 氏名: [] 電話: []

仲介人 住所: [] 氏名: [] 電話: []
 住所: [] 氏名: [] 電話: []
 住所: [] 氏名: [] 電話: []

駐車場貸借契約約款

- (契約の締結)
 第1条 貸主 (以下「甲」という) 及び借主 (以下「乙」という) は、駐車場貸借契約書 (以下「契約書」という) に記載する駐車場について、契約書に記載する自動車に駐車を目的とする賃貸借契約を締結した。
 (契約期間および範囲)
 第2条 契約期間は、契約書に記載のとおりとする。
 2 甲及び乙は、協議の上、本賃貸借契約を更新することができ、
 3 甲及び乙は、協議の上、賃料 (仲介手数料) として、賃料の1ヶ月分消費税を支払うものとする。本契約締結後は、範囲 (仲介手数料) の変更を求めないこととする。
 4 本契約が更新される場合は、乙は、甲又は管理会社に対し、契約期間終了までに契約書に記載する更新料及び更新手数料を支払わなければならない。また、更新契約も書面で行うこととする。契約更新後は更新料及び更新手数料の返還を求めないこととする。
 5 更新されない場合は、更新しない旨の通知を書面にて1ヶ月前迄にすることにより、契約期間満了にて終了。
 (第3条 乙は契約書記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。但し、口座振替、振込の場合手数料は乙負担。
 ※賃料の支払いに関し、当社 (埼玉ホーム) への持参はできません。
 2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合は、契約期間中であっても協議の上、賃料を不相当とすることができる。
 イ 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 ロ 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 ハ 近傍同種の駐車場の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
 3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を突日数として日割り計算した額とする。
 4 乙が賃料を支払った場合は、乙は遅延した1ヶ月毎に一律500円の請求手数料と遅延賃料に対しその支払期日の翌日を起算日として日割0.1%の割合による遅延損害金を甲又は管理会社に支払わなければならない。
 5 契約期間中に消費税等の変動があった場合は、乙は、突動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以後の賃料、駐車料等の支払いについて新消費税率で計算された消費税を支払うこととする。
 (第4条 乙は、賃貸借契約から生じる債務の担保として、契約書に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
 2 乙は、本駐車場を明け渡す迄の間に、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。
 3 甲は、本駐車場の明渡しがあったときは、遅滞なく敷金の全額を無利息で、乙に返還しなければならない。
 4 甲は、本駐車場の明渡し時に、賃料の滞り、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合に、債務の額の範囲内において当該債務の額を敷金から差し引くことができる。
 5 敷金返還が送金に寄る場合は、送金手数料は乙の負担とする。
 (禁止又は制限される行為)
 第5条 乙は、無断で契約車庫以外の車や、その他積物を置いてはならない。但し、修理・車検などの事情により契約車庫以外の車を置く場合は必ず管理会社に連絡をする。
 2 乙は、本駐車場を第三者に使用させる行為、譲渡若しくは転貸をしてはならない。
 3 乙は、本駐車場に定積物を設置し、又は現状を改造する等の行為をしてはならない。
 4 乙は、本駐車場内において有害・危険・若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。
 5 乙は、本駐車場内において改造若しくは、若しくは勝手に車を置くをしてはならない。
 (甲の賠償)
 第6条 甲は、本駐車場に係る公租公課を負担するものとする。
 (甲の免責)
 第7条 甲は、駐車場内で甲の責めに帰すべき事由により生じた自動車の盗難・衝突及び破損・人身事故・火災・天災等による事故被害に對して一切の責任を負わない。
 (乙の義務及び賠償責任)
 第8条 乙は、本駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用することを負う。
 2 乙は、本駐車場内における事故や火災発生等の防止に留意するものとする。
 3 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責を負う。



栗原辻4丁目駐車場 3021

所在地/社名市南区辻4-12

- (甲)の通知義務
- 第9条 甲または管理会社は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。
- イ 賃料等支払い方法の変更
 - ロ 契約書に定める指定場所の変更
 - ハ 管理人の変更
- (乙)の通知義務
- 第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を甲または管理会社に通知しなければならない。
- イ 乙の住所・氏名・緊密連絡先・その他の変更
 - ロ 契約書に記載する車両の変更
- (契約の解除)
- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、通知・催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。
- イ 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上滞ったとき
 - ロ 第8条のいずれかの規定に違反したとき
 - ハ 契約時に、乙が付けた事実で重大な虚偽があったことが判明したとき
- 第12条 乙又はその使用者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）又はこれらに支配下にある者と判明したとき、その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- (甲からの解約)
- 第13条 甲が契約期間満了前に甲の都合により本賃貸借契約を解約しようとするときは、明渡し期間の1ヶ月前迄に乙に予告することを要し、乙は予告された明渡し期日迄に甲に明け渡すものとする。
- (乙からの解約)
- 第14条 乙は、甲又は仲介業者に対して少なくとも1ヶ月前に書面にて解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。但し、契約時に保管場所使用承諾証明書が発行した場合、契約開始日から3ヶ月間は解約できないこととする。
- (反社会的勢力の排除)
- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を承諾する。
 - 2 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員ではないこと。
 - 3 自らの役員が反社会的勢力ではないこと。
 - 4 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - 5 自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為をしないこと。
- (車両の移動)
- 第15条 本駐車場の居全、防犯、防火その他止むを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
- (明渡し)
- 第16条 乙は、本契約終了後、使用場所内に残置物を残さず本駐車場を明渡すものとする。
- (借換事項)
- 第17条 この契約に定めがない事項、またはこの契約条項に解釈上疑義が生じた事項については、民法その他の関係法規および不動産取引の慣行に従い、誠意をもって協議し、定めるものとする。
- (特約事項)
- 1 乙が賃料の滞納期間中に、駐車場の明渡しを行わない時は、甲または管理会社が車を処分・解体しても乙は何ら異議を述べず、損害賠償等の一切の請求をしないこととする。
 - 2 乙は契約時及び更新契約時に免許証及び印鑑の写しを甲または管理会社に交付するものとする。
 - 3 保管場所使用承諾証明書が必要な場合は手数料として、2,000円+消費税を支払うものとする。
 - 4 更新時以外に区画移動または名称変更をする場合には手数料として、3,000円+消費税を支払うものとする。

●
 貸借人 氏名 木村 勇夫

2022年12月24日

整理番号 528

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 ⑧:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年3月29日	支出額	5,613 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所駐車場代(4月分) 第4バスターキング自備		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10402	05-03-29	14:31	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥8,800	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証	
円 円 円		円	

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
 サイタマリツナ
 ムサツウラワ
 普通 3565267
 タ"イ4ハ"ストパ"ーキング"カンリ カ)メ様
 登録番号 0005
 キムラ イサオ様

電話番号 [] 印紙税申告納
 取扱番号 290002 付につき浦和
 *印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 → 税務署承認済

③事務所
駐車場代
4月分

※
4月10日~30日(21日分)

$$8,910 \times \frac{21}{30} = 6,237$$

$$6,237 \times 0.9 = 5,613.3$$

5,613.円

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

第4ベストパーキング

反社会的勢力でないことの確約

(反社会的勢力の排除)
 第1条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
 (1) 自ら又は自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)でないこと。
 (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 (3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は作用を毀損する行為

(禁止事項)
 第2条 乙は、次の各号に定める行為をしてはならない。
 (1) 本物件を第三者に使用させ、もしくはその占有を移転し、または本契約上の権利を譲渡する等、甲に損害を及ぼすこと。
 (2) 本物件を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
 (3) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 (4) 本物件を反社会的勢力に占有させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入させること。

(契約の解除)
 第3条 甲又は乙の一方について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 (1) 第1条の確約に反する事実が判明した場合
 (2) 本契約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当した場合

2. 甲は、乙が前条の各号に定める行為を行った場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

※ 振込先

[Redacted Bank Information]


令和 5年 1月 3日

貸主(甲)： 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted]

借主(乙)： 住所 [Redacted]
 氏名 不村 勇夫
 電話 [Redacted]

勤務先名 埼玉県庁
 勤務先住所 志保子市浦和区高砂 3-15-1
 勤務先電話 048 - 824 - 2111

管理先： さいたま市南区白幡4丁目29番12号 M2ビル1111
 株式会社 盟豊地興
 TEL048-837-0227 / FAX048-837-0303



整理番号 529

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<u>5</u> 年 <u>3</u> 月 <u>9</u> 日	支出額	<p style="font-size: 1.5em;">67,237</p> <p>円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p>
使 途	事務所賃借料(4月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉リソな銀行
お持ち帰りください。 埼玉リソな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10402	05-03-29	14:32	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥105,479	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		生体認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	

お振込明細またはご案内

お受取人

サイタマリツナ
ムサツウワ
普通 1438189
U)ハックアツフ様
登録番号 0002

ご依頼人

キムラ イサオ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

取扱番号 290002

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

*
4月10日~30日(21日分)

$101,958 \times \frac{21}{30} = 71,371$

(101,852 + 106) $\times 0.9 = 67,237$ 円

【内訳】

- 事務所賃借料 101,852円
- XXXXXXXXXX円

内、賃借料分

振込手数料

$110 \times \frac{101,852}{105,479} \approx 106$

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書（更新）

賃貸人 [REDACTED]（以下、「甲」という。）と、賃借人 木村 勇夫（以下、「乙」という。）とは、下記記載の物件に関し、2019年7月1日を契約始期とする賃貸借契約（以下、「原契約」という。）について、次の通り賃貸借契約（以下、「本契約」という。）の更新契約を締結する。

甲と乙は、本物件について賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、甲乙及び連帯保証人（以下「丙」という）が署名（記名）押印の上、甲乙各1通を保有するものとする。

令和3年6月8日

(A) 物件の表示		建物の名称	ハイツアウル	部屋番号	101
		住居表示	埼玉県さいたま市南区白幡6-12-1		
		用途	事務所	種類	アパート
		建物構造	木造 地上2階建		
		床面積	33.81㎡	間取り	未指定
		契約期間	2021年7月1日から2023年6月30日まで		
		賃料	月額 90,741円	敷金	196,000円(受領済み)
		共益費	月額 1,852円	更新料	新賃料1ヶ月分
		※消費税の変更に伴い今回の更新時より賃料と共益費を消費税抜ききの価格表示に変更致しました。ご確認をお願いします。			
		その他月額費用	-		
		支払い方法	貸主指定銀行口座へ銀行振込にて支払い		
		支払い期限	翌月分を毎月末日までに銀行振込にて支払い (振込手数料は乙の負担とする。)		
		賃料等の振込先	[REDACTED]		
		入居者	木村 勇夫		
			以上		

貸主（甲）

氏名



管理会社

住所 埼玉県さいたま市南区文蔵4-29-13

氏名 株式会社 バックア



印

連絡先 048-839-8806

借主（乙）

住所



氏名

木村 勇夫



印

連絡先



【媒介業者】

埼玉県知事（7）第15903号

埼玉県さいたま市南区白幡4丁目29番13号

有限会社バックア

代表者 碓 奈緒子



登録番号 [REDACTED] 号

宅地建物取引士



整理番号 393

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	令和5年3月31日	支出額	72,000円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所賃料 4月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川口支部

・埼玉民主フォーラム川口支部

・案分の積算方法 80,000円 × 0.9 = 72,000円

しんぎんキャッシュサービス

お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
05 03 31	12510095-0341
カード発行金融機関・店番・口座番号	
1251-*****	
お取引金額	お取引回数
お取引内容	お取引金額
お引出	お取引回数
お引出	お取引金額
時刻	お取引後残高
15:54	¥80,000*
説明コード	お取引後残高

③ 事務所賃料

4月分

お受取人 川口信用金庫
本町東支店
普通 0000942379
カ) アイテム様

ご依頼人 サイタマミンシヨフォーラムカワグチシフ
様

印紙税申告納
税務署承認済

※ 領収書

※ 領収書を貼る人へへんか足りない場合は、加紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	朝日二丁目事務所【鈴木邸】	棟	階	号室
建物の所在地	住居表示 川口市朝日二丁目17番7 登記簿 川口市朝日二丁目17番7			
用途	■事務所 □店舗 □店舗事務所 □倉庫 □			
種類	□マンション □ビル □戸建 □アパート ■戸建の一部			
構造	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建			
所在地等	床面積 39.66㎡の一部26.44㎡ 間取り		戸数	戸
建築時期	昭和 51 年 8 月新築（大規模修繕を なし）		年実施	□ 不詳
附属施設				

(2) 事業内容

政府活用事務所

(3) 契約期間

始期	2019 年 6 月 1 日 から	目的物件の引渡しの時期	
終期	2023 年 4 月 30 日 まで	3 年 11 か月間	2019 年 6 月 1 日

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)	内訳等
賃料 月額 75,000 円 (内消費税等 5,556 円)	
共益費(管理費) 月額 5,000 円 (内消費税等 370 円)	
共益費(管理費)には次のものを含む ■ 上下水道使用料 □ 電気料 □ ガス料 ■ その他(駐車場)	
賃料・共益費(管理費)の支払期限	□ 当月分を ■ 翌月分を 毎月 未 日までに
敷金	賃料の ヶ月相当分
保証金	円 その他一時金 円
附属施設使用料	円 火災保険料 円
敷引き・保証金償却規定	
その他	
■ 振込 □ 口座振替 □ 持参 □	
賃料等の支払方法	振込先金融機関名 [] 預金
	口座番号 [] □ 口座名義人 []
	振込手数料負担者 ■ 借主 □ 貸主 持参先
貸与する鍵と本数	鍵番号① 本 鍵番号② 本 鍵番号③ 本

(5) 貸主および管理

貸主	株式会社 アイデアル	電話	048 (299) 8955
住所	川口市坂下町一丁目14番24号 鳩ヶ谷ヤマト第一ビル201		
管理業者	株式会社 アイデアル	電話	48 (299) 8955
所在地	川口市坂下町一丁目14番24号 鳩ヶ谷ヤマト第一ビル201	第	号
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣		
管理担当者	氏名 []		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名 []
	住所 []

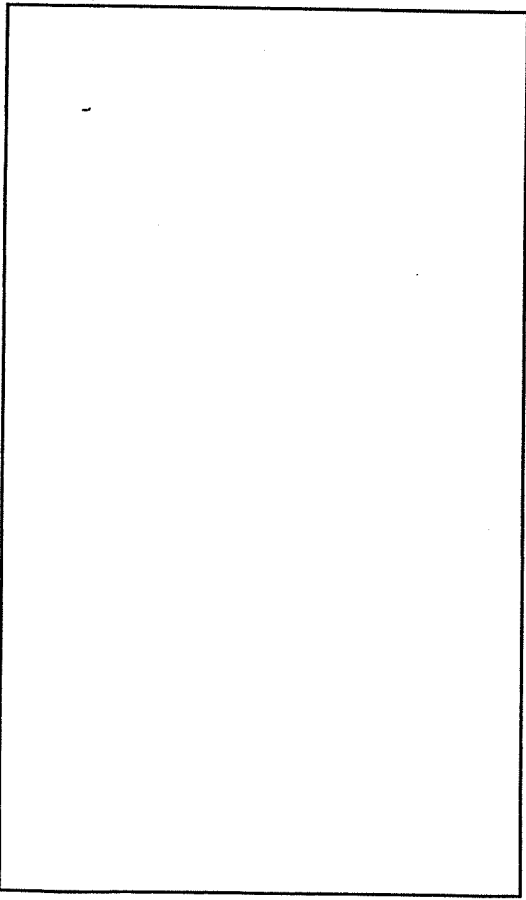
(6) 借主および緊急連絡先

借主氏名		借主との関係		年齢	
氏名		電話	()		
住所		電話	()		
緊急連絡先		携帯	()		

(7) 更新に関する事項

更新料の有無	<input type="checkbox"/> 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新料として新賃料の ヶ月分を支払います <input checked="" type="checkbox"/> 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意または法定更新された場合といえども更新料は発生しません
--------	--

特約条項 (第24条までの規定以外に付与する特約条項)



下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主
署(記)各押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

貸主

〒334-0003 埼玉県川口市坂下町1-14-24
崎ヶ谷ヤマビル201

2019年5月29日

株式会社 アイデアル

代表取締役 佐野 恵 氏 ()

借主

住所

氏名

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

取引態様 媒介・ 代理

免許証番号 埼玉県知事(1)第 23268 号 免許証番号

事務所所在地 埼玉県川口市坂下町1丁目14-24崎ヶ谷ヤマビル201 事務所所在地

商号 株式会社 アイデアル

代表者等 佐野 恵 氏

登録番号 第 [] 号

宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第71条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介・ 代理

免許証番号 埼玉県知事(1)第 23268 号 免許証番号

事務所所在地 埼玉県川口市坂下町1丁目14-24崎ヶ谷ヤマビル201 事務所所在地

商号 株式会社 アイデアル

代表者等 佐野 恵 氏

登録番号 第 [] 号

宅地建物取引士

